

令和4年12月13日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 國井輝明 | 議員 | 2番 | 太田陽子 | 議員 |
| 3番 | 鈴木みゆき | 議員 | 4番 | 安孫子義徳 | 議員 |
| 5番 | 月光裕晶 | 議員 | 6番 | 後藤健一郎 | 議員 |
| 7番 | 渡邊賢一 | 議員 | 8番 | 古沢清志 | 議員 |
| 9番 | 佐藤耕治 | 議員 | 10番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 11番 | 阿部清 | 議員 | 12番 | 沖津一博 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 伊藤正彦 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 13番 | 荒木春吉 | 議員 | 14番 | 柏倉信一 | 議員 |
|-----|------|----|-----|------|----|

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|----------------------------|------|----------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 児玉憲司 | 選挙管理委員会 委員長 |
| 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長 | 武田伸一 | 企画創成課長 |
| 小泉尚 | 財政課長 | 安彦絵美 | 税務課長 |
| 大江幸範 | 市民生活課長 | 東海林恒 | 防災危機管理 課長 |
| 武田新二 | 建設管理課長 | 伊藤孝 | 上下水道課長 |
| 武田栄治 | 高齢者支援課長 | 志鎌重美 | 子育て推進課長 |
| 今野育男 | 学校教育課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 堀和敏 | 総務係主事 |
| 古谷駿幸 | 総務係主事 | | |

議事日程第1号

第4回定例会

令和4年12月13日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務産業常任委員会及び市立病院検討特別委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第55号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)
- 〃 7 議第56号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 8 議第57号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第58号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議案説明
- 〃 11 委員会付託
- 〃 12 質疑・討論・採決
- 〃 13 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
- 〃 14 議第60号 令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)
- 〃 15 議第61号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 〃 16 議第62号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第63号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 18 議第64号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 19 議第65号 寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第66号 「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について
- 〃 21 議第67号 臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第68号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第69号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 24 議第70号 市道路線の認定について
- 〃 25 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。
ただいまから令和4年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。
本日の欠席通告議員は、13番荒木春吉議員、14番柏倉信一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。
本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、4番安孫子義徳議員、15番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題とい

たします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

- 阿部 清議会運営委員長** おはようございます。
議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。
本日招集になりました令和4年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る12月8日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。
会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から12月26日までの14日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第4回定例会日程表のとおり決定いたしました。
以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

- 國井輝明議長** お諮りいたします。
本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月26日までの14日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

令和4年12月13日（火）開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | 場 所 |
|-----------|---------|---------------------------------|-----|
| 12月13日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報 | 議 場 |

| | | | | |
|--------------|-----------------|--------------|--|-----------|
| | | | 告、行政報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明 | |
| 12月14日(水) | 休 会 (議 案 調 査) | | | |
| 12月15日(木) | 休 会 (議 案 調 査) | | | |
| 12月16日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 12月17日(土) | 休 会 | | | |
| 12月18日(日) | 休 会 | | | |
| 12月19日(月) | 休 会 (議 案 調 査) | | | |
| 12月20日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 質疑、予算特別委員会設置、委員会付託 | 議 場 |
| | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 開会、議案説明、質疑、分科会分担付託 | 議 場 |
| | 予算特別委員会終了後 | 総務産業常任委員会分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| 厚生文教常任委員会分科会 | | 付 託 案 件 審 査 | 議会第3・4会議室 | |
| 12月21日(水) | 午前9時30分 | 総務産業常任委員会分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| | | 厚生文教常任委員会分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会第3・4会議室 |
| 12月22日(木) | 休 会 (事 務 処 理) | | | |
| 12月23日(金) | 休 会 (事 務 処 理) | | | |
| 12月24日(土) | 休 会 | | | |
| 12月25日(日) | 休 会 | | | |
| 12月26日(月) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |
| | 予算特別委員会終了後 | 本 会 議 | 議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |

諸 般 の 報 告

○**國井輝明議長** 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 総務産業常任委員会及び市立病院検討特別委員会行政視察報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○**國井輝明議長** 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

令和4年第4回定例会の開会に当たりまして、

9月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

市民の最初の感染者が確認されてから丸2年が経過しておりますが、現在も全国、山形県内で感染者数は依然として予断を許さない状況となっております。引き続き感染防止対策の徹底をお願いするものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきましては、1回、2回目の接種をされた12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応ワクチン接種を実施しております。12月9日現在の本市の接種率は全人口に対し23.9%、対象者人口に対し29.2%となっております。

おおむね12月下旬で完了する予定であります。国からの要請に基づき1月以降も接種体制を継続するよう計画しているところであります。

今後とも希望する方が円滑に接種できるよう、市医師会と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、物価高騰の影響による市民生活及び事業者への支援策について申し上げます。

原油価格や穀物相場の高騰、円安による原材料の高騰等が物価高を招き、市民生活や事業活動などに影響を与えていることから、本市におきましては、水道基本料金の免除をはじめ、プレミアム商品券の発行、燃油価格高騰支援、子育て応援デジタル給付金の交付、住民税非課税世帯等への農産物支給、農業経営緊急応援、畜産農家への緊急支援、灯油購入費等助成の拡充などの対策について、鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、水道基本料金の免除につきましては、10月からの半年間、家庭用、事業用を問わず免除することとしております。

また、プレミアム商品券事業については、第1弾として8月1日から10月31日までの3か月

間実施し、紙タイプの商品券については利用総額3億8,906万円となっております。スマートフォンのチェリンPayアプリを活用した電子版の商品券につきましては、1億3,970万8,000円を市内店舗等で御利用いただいたところでございます。加えて、第2弾のプレミアム商品券事業を発行総額5億2,000万円として12月17日から販売予定としており、引き続き新型コロナウイルス感染症や原油・物価高に関する市民生活の支援並びに市内中小事業者の経営支援を下支えしてまいります。

燃油価格高騰支援事業につきましては、36件、1,361万5,000円を給付し、トラック、貸切バス、タクシーなどの運送事業者等への支援を行ったところでございます。また、物価の急激な高騰の影響を受けている市内商工業者へ幅広く支援する原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金については、11月から受付を開始し、12月9日現在、81件、885万円を給付したところでございます。

一方、子育て応援デジタル給付金につきましては、11月30日までで6,027人分、3,013万5,000円を給付し、住民税非課税世帯等への農産物支給事業については、12月9日現在で対象となる世帯の約90%となる2,246件に配付をいたしました。

また、原油価格や資材価格の高騰の影響を受けている農業経営者へ幅広く支援する農業経営緊急応援事業につきましては、12月8日現在で731人へ4,529万円を給付しております。なお、畜産農業緊急支援対策交付金事業につきましては、現在、対象となる農家の方より申請をいただいております。12月末に交付予定としております。

灯油購入費等助成につきましては、12月8日現在で対象世帯の約73%となる1,126件の申請を受理しており、12月22日に支給予定となっております。

今後とも、市民生活や企業活動の状況を注視

しながら、適時適切な対策を講じてまいります。

次に、県立寒河江工業高等学校の学科名のリニューアルについて申し上げます。

去る7月に県知事に対し、本市の令和5年度重要事業要望書を提出いたしました。その際、山形県立寒河江工業高等学校の魅力向上について、ハード面だけでなく学科も含めたソフト面もリニューアルして、多くの入学者が集まるよう、配慮や工夫をお願いしたところであります。

先般、県教育委員会が発表した令和5年度の県立高校の入学募集定員によりますと、県立寒河江工業高等学校の学科については、創立60周年を迎える令和5年度より、機械科をメカニカルエンジニア科、電子機械科をロボットエンジニア科、情報技術科をITエンジニア科に変更することになりました。

本市からの提案に対し理解を示していただいたもので、令和6年度には新校舎も完成することから、これを機会に入学希望者が増えることを大いに期待しているところでございます。

次に、新たな地域医療提供体制の構築について申し上げます。

西村山地域における新たな医療提供体制につきましては、西村山地域医療提供体制検討会が設置され、8月に第1回、そして11月には2回目の会議が開催され、県より、県立河北病院と寒河江市立病院を統合し、西村山地域内に新病院を設置するという考え方が示されました。各自治体からは県に対し、住民の理解を得るためにより丁寧な説明を求めたところでございます。

市といたしましては、検討会における議論がさらに進められ、各自治体の理解が得られ、方向性が早く示せるよう、最善の努力を重ねてまいります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

11月29日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、7か月連続で「山形県の景気は、緩やかに持ち直している」として

おります。

山形労働局の発表では「県内の雇用情勢は、改善している」としており、10月の県内有効求人倍率は、原数値で1.68倍、ハローワークさがえ管内では1.61倍、寒河江市内に限りますと1.84倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が1.04倍、県平均が1.38倍、寒河江市は1.78倍で、今年6月以降、1.5倍を超える状況が続いております。

今後も関係機関と連携を図りながら、原油・物価の高騰状況を注視し、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な景気・雇用対策を推進してまいります。

次に、農産物の作柄状況について申し上げます。

水稻の作況につきましては、12月9日に東北農政局から公表された情報によりますと、県内は作況指数が99、村山地域は作況指数が100で平年並みという結果が出ており、県内の10アール当たりの収穫量は全国で2番目に高い594キログラムとなっております。

このような状況の中で、さがえ西村山農協の本年産米の概算金については、新型コロナウイルス感染症の影響による業務用米の需要低下などにより大幅な下落基調であったものの、はえぬきは1俵当たり1万200円、昨年と比較し700円の増、つや姫は1俵当たり1万5,400円と、昨年と比較し200円の増となっているところであります。

また、ラ・フランスにつきましては、凍霜害のあった昨年と比較し、着果量及び果実肥大とも上回っており、県全体の収穫量は平年比108%となる1万6,400トン程度と見込まれているところであります。

リンゴにつきましては、主力品種のふじが出荷期を迎えておりますが、品質は良好で黒星病の発生数も少なく、前年を上回る出荷量が見込まれております。去る11月15日には、「さがえ

西村山」統一ブランドによるリンゴ出荷販売の初年度に当たり、東京都大田市場において、1市4町の首長とJAさがえ西村山組合長によるリンゴ「ふじ」のトップセールスを行い、市場関係者や消費者に強くアピールを行ったところでございます。統一ブランドの確立と首都圏での販路拡大につながるものと期待しているところであります。

次に、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組状況について申し上げます。

これまで、市報の特集記事や全戸配布チラシによる周知を行うなど普及促進の取組を行ってまいりましたが、11月10日からは各地区公民館や分館など37か所においてマイナンバーカードの出張申請受付を行っているところであります。12月9日までに34か所で908件の申請を受け付けており、また、外出困難な方へは個別訪問を行い、これまで52件の申請を受け付けております。

11月30日現在での申請率は56.8%となっておりますが、引き続き出張申請の実施など普及促進活動に取り組んでまいります。まだ申請がお済みでない皆様におかれましても、制度の趣旨を御理解いただき早急に申請いただくようお願い申し上げます。

最後に、やまがた音と光のファンタジア2022について申し上げます。

観光客が減少する冬期間に西村山地域の観光振興を図る目的で昨年度より開催しております、やまがた音と光のファンタジアの点灯が11月26日から最上川ふるさと総合公園でスタートし、多くの皆様に音と光のイルミネーションを楽しんでいただいているところであります。

このイベントは令和5年2月12日までの79日間にわたって開催される予定であります。来る12月24日、そして来年1月15日、そして最終日の2月12日には日中から楽しめるイベントも予定しております。市内外の多くの皆様に足を運

んでいただき、本市及び西村山4町の冬の魅力を満喫していただきたいと考えているところであります。

以上、9月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくようお願い申しあげる次第であります。

質 疑

- 國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第6、議第55号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）から、日程第9、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第10、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第55号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勸

告等を踏まえ、特別職の期末手当並びに一般職の給与の改定や人事異動に伴う給与等経費の調整などを行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ2,401万9,000円の減額となり、予算総額を246億2,893万7,000円とするものでございます。

次に、議第56号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与改定並びに人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ413万2,000円の減額となり、予算総額を47億6,188万5,000円とするものでございます。

次に、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の給料月額、勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、4案件について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげ次第でございます。以上であります。

○**國井輝明議長** 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** おはようございます。

私からは、議第55号、一般会計補正予算（第9号）の歳入につきまして御説明申しあげます。

一般会計補正予算書（第9号）の5ページ、事項別明細書を御覧ください。

18款1項11目の財政調整基金繰入金につきましては、人件費等の減額分を調整するものでございます。これにより、財政調整基金の残高は15億4,304万円となります。

歳入は以上でございます。

○**國井輝明議長** 鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局 登壇〕

○**鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** おはようございます。

私からは歳出について御説明申しあげます。

事項別明細書6ページの1款議会費から12ページの10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当支給月数の引上げと一般職の職員の月例給及び勤勉手当支給月数の引上げに伴う、給料、職員手当、共済費など1,162万2,000円の増額計上となるものの、人事異動や育児休業に伴う給与等経費の調整によりまして3,105万円の減額、また、介護保険特別会計への繰出金もこれらの人件費の調整のため459万1,000円の減額となるため、全体としまして2,401万9,000円の減額をしようとするものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 武田高齢者支援課長。

〔武田栄治高齢者支援課長 登壇〕

○**武田栄治高齢者支援課長** おはようございます。

私のほうからは、議第56号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細について御説明申しあげます。

初めに、歳入について申しあげます。

介護保険特別会計補正予算の4ページを御覧ください。

3款2項3目地域支援事業交付金を30万6,000円増額するものです。これは、地域支援

事業に係る高齢者支援課職員の給与等経費の調整により増額した地域支援事業費に合わせ、財源となる国庫支出金を増額するものです。

次に、5款2項2目地域支援事業交付金を15万3,000円増額するものです。これは、先ほどの国庫支出金の増額と同じ理由で財源となる県支出金を増額するものです。

次に、7款1項3目地域支援事業繰入金を33万6,000円増額するものです。これも先ほどと同様に、地域支援事業費に合わせ、財源となる市繰入金を増額するものです。

次に、4目その他一般会計繰入金492万7,000円の減額ですが、これは、歳出1款の減額により、財源となる一般会計繰入金を減額するものです。

次に、歳出予算について御説明申しあげます。

5ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費について、492万7,000円を減額するものです。高齢者支援課職員6名分の給与費等を、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与等の改定並びに人事異動に伴う給与等経費の調整により減額するものです。

4款3項1目包括的支援事業・任意事業費については、79万5,000円増額するものです。同じく、高齢者支援課職員2名分の給与費等を、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与等の改定並びに人事異動に伴う給与等経費の調整により増額するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○**国井輝明議長** 鈴木総務課長。

〔鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**鈴木 隆総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 次に、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職

のうち市長、副市長、教育長並びに病院事業管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。

この条例改正は4条立ての構成になっており、第1条及び第3条は公布日施行で適用日が令和4年12月1日、第2条及び第4条は令和5年4月1日から施行とする内容であります。

第1条の改正内容につきまして御説明いたします。寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正で、第4条には常勤職員となる市長、副市長、教育長の期末手当、第7条には議会の議員の期末手当に係る支給月数が規定されておりますが、山形県人事委員会勧告や県知事、県議会議員、国会議員の改定状況を踏まえ、12月の支給月数を1.60月分から1.65月分へ0.05月分引き上げるものであります。それに伴い、年間支給月数を3.20月分から3.25月分に引き上げる改正となります。

第3条につきましては、市立病院事業の管理者の期末手当に係る支給月数を第1条と同様に改正しようとするものであります。

第2条及び第4条の改正内容について御説明いたします。常勤特別職、議会の議員、病院事業管理者の期末手当について、令和5年4月1日から、年間総支給月数を変えずに、支給月数を6月と12月で均等にするものであります。これは、給与改定に伴い期末手当の引上げを行う場合、改正年度は12月の期末手当の支給月のみで調整を図ることが一般的であるため、翌年度の支給月数を再度改正するものであります。

附則第1項はそれぞれの条文の適用日を規定しており、附則第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給された期末手当は内払とする旨、規定するものであります。

続きまして、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の

給料月額、期末手当の支給月数を改定しようとするものであります。

この条例改正は2条立ての構成になっており、第1条は適用日を令和4年4月1日に遡る改正内容で、第2条は令和5年4月1日に施行とする内容であります。

第1条の改正内容について御説明いたします。これは、山形県人事委員会勧告を踏まえた給与の改定を行うものであります。

第17条の3第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当率の引き上げを行うものであります。現在の支給割合は6月、12月ともに0.925月分ですが、これを6月は0.925月分、12月は1.025月分とし、0.10月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を1.85月分から1.95月分に引き上げ、改正するというものとなります。

第17条の3第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当率の引き上げを行うものであります。現在の支給割合は6月、12月ともに0.45月分ですが、これを6月は0.45月分、12月を0.50月分とし、0.05月分引き上げるものでございます。これに伴い、年間支給月数を0.90月分から0.95月分に引き上げる改正となります。

別表第1、行政職給料表及び別表第2、医療職給料表(二)、(三)につきましては、増額改定となっております。

行政職給料表では、高卒の初任給を4,000円、大卒の初任給を3,000円、主事級を3,000円から200円程度、その他の主任、係長、主査、課長補佐、再任用職員につきましては1,600円から100円程度を基本に引き上げ、平均改定率0.2%となっております。なお、課長級の改定はございません。

医療職の給料表(二)、(三)につきましても、行政職との均衡を基本に引き上げております。

続きまして、第2条の改正内容について御説明いたします。

第17条の3第2項第1号の改正は、勤勉手当の支給割合について、令和5年4月1日以降は6月と12月の支給割合を均等にするものであります。

附則第1項はそれぞれの条文の適用日を規定しており、第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給された給与は内払とする旨、規定するものでございます。

以上、御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号、議第56号、議第57号及び議第58号の4案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第56号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第55号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第13、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）から、日程第24、議第70号市道路線の認定についてまでの12案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第25、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、物価高騰の影響により不足が見込まれる経費の追加や、令和4年8月3日の豪雨災害により被害を受けたグリバーさがえなどの復旧に係る経費、並びにふるさと納税の増加による基金管理事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ18億1,881万1,000円を追加し、予算総額を264億4,774万8,000円とするものでございます。

次に、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、高騰する電気料金の影響により不足が見込まれる水道施設の動力費を補正するものでございます。

その結果、収益的支出の予算総額が10億4,390万9,000円となるものでございます。

次に、議第61号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、高騰する電気料金の影響により不足が見込まれる下水道施設関連の光熱水費及び動力費を補正するものでございます。

その結果、収益的支出の予算総額が14億6,574万2,000円となるものでございます。

次に、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における公費負担に係る限度額の引上げについて、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第63号地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御説明申しあげます。

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに関する関係条例の整備を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市市税条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

スポーツ基本法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

寒河江市消防団ビジョンの策定に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更についてを御説明申しあげます。

次世代子育てステーション整備工事について、

物価水準等の変動に伴い請負代金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について及び議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての3案件について、一括して御説明を申しあげます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第70号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、1路線を認定しようとするものでございます。

以上、12案件について御説明を申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。以上であります。

散 会 午前10時17分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

令和4年12月16日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 國井輝明 | 議員 | 2番 | 太田陽子 | 議員 |
| 3番 | 鈴木みゆき | 議員 | 4番 | 安孫子義徳 | 議員 |
| 5番 | 月光裕晶 | 議員 | 6番 | 後藤健一郎 | 議員 |
| 7番 | 渡邊賢一 | 議員 | 8番 | 古沢清志 | 議員 |
| 9番 | 佐藤耕治 | 議員 | 10番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 11番 | 阿部清 | 議員 | 12番 | 沖津一博 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 伊藤正彦 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 13番 | 荒木春吉 | 議員 | 14番 | 柏倉信一 | 議員 |
|-----|------|----|-----|------|----|

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|----------|-------|-----------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 久保田洋子 | 病院事業管理者 |
| 木村三紀 | 農業委員会会長 | 鈴木隆 | 総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長 |
| 武田伸一 | 企画創成課長 | 小泉尚 | 財政課長 |
| 東海林恒 | 防災危機管理課長 | 猪倉秀行 | 農林課長(併) 農業委員会 事務局局長 |
| 小林博之 | 商工推進課長 | 武田栄治 | 高齢者支援課長 |
| 志鎌重美 | 子育て推進課長 | 菖蒲郁雄 | 病院事務長補佐 |
| 今野育男 | 学校教育課長 | 渡邊健一 | 生涯学習課長 |
| 渡辺智昭 | スポーツ振興課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 堀和敏 | 総務係主事 |
| 古谷駿幸 | 総務係主事 | | |

議事日程第2号 第4回定例会
 令和4年12月16日(金) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番荒木春吉議員、
 14番柏倉信一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ
 れより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進め
 てまいります。

○國井輝明議長 日程第1、これより一般質問を
 行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議
 員につき答弁時間を含め60分以内となっており
 ますので、要領よくかつ有効に進行されますよ
 うお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意
 をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁される
 よう要望いたします。

一般質問通告書

令和4年12月16日(金)

(第4回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質 問 者 | 答 弁 者 |
|----|---------------|---|------------|-----------|
| 1 | 子育て支援につ いて | (1) 寒河江型ネウボラの充実で、誕生 月までのおむつ支給を (2) 保育料のさらなる補助の拡大を (3) 給付型奨学金の創設を (4) 小学校入学時、ランドセルや学習 教材の給付を (5) 学校のトイレに生理用品の配備を (6) 制服のジェンダー問題について | 2番 太田陽子 | 市長 教育長 |
| 2 | 学校再編につ いて | 学校の再編の見直しについて | | 教育長 |
| 3 | 高齢者が健康に生 | (1) 高齢者等の聞こえ難さへの補聴器 | | 市長 |

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|--|---|---------------|-------------------------|
| | きていくために | の補助について (2) 国で介護保険制度の見直しが行われているが、本市としてはどう考えていくか | | |
| 4 | 新年度施政方針と当初予算編成に向けた重要事業等について | (1) 新第6次振興計画市民アンケートに基づく市民評価及び地方創生関連交付金活用事業の検証に基づく課題認識について (2) さらになるコロナ禍緊急経済対策、物価高騰対策について (3) 地方公務員法改正に伴う定年制延長による人事の影響と新年度機構改革について (4) さくらんぼマラソン等プレミアムイベント開催について | 7番 渡 邊 賢 一 | 市 長 教 育 長 病院事業管理者 |
| 5 | 自民党政権が進めてきた新自由主義教育改革による学校統廃合計画を見直し、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について | (1) 寒河江市学校再編を考える市民の会が新たに提出した見直し請願署名（合計1,180筆）に対する認識について (2) 第2回地域説明会や保護者向け説明会等で出された意見への見解について (3) ロードマップを含む新たな検討案を踏まえた変更計画策定及び今後のスケジュールについて (4) 学校がなくなる地区の地域行事や市指定無形民俗文化財（田植踊・獅子踊・大黒舞）の伝統芸能について、配慮すべき児童生徒への伝承について (5) 農地法上、学校等がなくなる地域の施設要件基準が満たせない場合、農地転用が許可されなくなる可能性について | | 市 長 教 育 長 農業委員会会長 |
| 6 | 子育てと仕事の両立をさらに支援す | 若い世代の子育てと仕事の両立をさらに支援できるような調整項目について | 6番 後 藤 健一郎 | 市 長 |

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|--|---|----------------|-------|
| 7 | るような、保育施設の入所調整 コロナ禍の影響を大きく受けた子ども達への対策 | (1) 重すぎるランドセル問題について (2) 「体験」が極端に少なかった子ども達への新事業「寒河江版子どもを笑顔にするプロジェクト」について | | 教 育 長 |
| 8 | これからの農業 | (1) スマート農業について ア これまでの導入実績とこれからの対策 (2) 気候変動による影響について ア 作物の変化 イ 対応策 | 5 番 月 光 裕 晶 | 市 長 |
| 9 | 防災の取り組み | (1) しばはし防災ネットワークについて ア 事業の評価 イ 取り組みの他地域への普及 (2) 弾道ミサイルを想定した避難訓練について ア 訓練で見えてきた課題 | | 市 長 |
| 10 | スポーツの力で本市のブランド価値を高め、活力を | (1) スポーツ振興における行政の役割について、市の認識は (2) スポーツ基本法に基づく行政の役割について、市の評価は (3) 生涯スポーツとして気軽に誰でも楽しめるターゲットバードゴルフ推進について | 4 番 安孫子 義 徳 | 教 育 長 |
| 11 | 緊急経済対策事業の追加実施について | 第8波に突入した新型コロナウイルス感染拡大と、依然として続く物価高騰等により苦境にある市内商工業者に対する緊急経済対策の追加実施について | | 市 長 |
| 12 | 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の効果と課題について | 令和2年3月に制定された「寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例」の効果と今後の課題について | | 市 長 |

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号1番から3番までについて、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。

日本共産党の太田陽子です。

雪も降り始め、どのくらい積もるのか、除雪はどうしようかなど、雪を考えると元気な人も憂鬱になる冬が到来しました。

8月から毎日早朝配布をした市民アンケート8,000枚の答えが返ってきました。返ってくる答えには、まだ8月、9月なのに除雪の問題など多く寄せられています。秋の訪れを待たず、冬の心配が襲ってきています。雪国に住む者に課せられた試練でしょうか。

雪も含めて、私は生まれたこの地が好きで住み続けているのですが、年齢を重ねるときついものを感じます。家の前に置かれる雪の量などとても厳しいものです。何かいい方法はないのでしょうか。

除雪担当課の方や除雪を受けてくださる業者の方の御苦労も軽減する方法など、気候変動の中、何が起こるか分からない。その都度考えていかなければならないことなどが山積みのようなのです。

また、今、保育や福祉の現場での虐待問題など報道されています。この虐待問題が出るたびに、本当にあの現場にいた者として、定数の問題などクローズアップしていただいています。改善には至っていません。子供を健やかに育てる環境になっていないのが現状ではないでしょうか。厚労省で定数を考えている方など机上の空論です。ぜひ現場に来ていただいて、きちんと問題点なり現場の様子を確認していただき、本当に定数がそのままいいのか考えてほしいものです。

私は、この質問に関心を寄せている市民と日

本共産党を代表し、質問を行います。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号1番、子育て支援についてです。

寒河江市の子育て支援は他の市町村に比べ充実していることが多く、評価されています。給食費の完全無償化や保育の副食費の無料化など先進的な施策が行われております。

先日、赤旗に全国の状況がありましたが、給食の完全無償化をしているところは、山形県では1市1町1村だけでありました。また、所得制限はあっても、ゼロ歳から2歳児の保育料も無料にと手厚い支援がなされています。しかし、共働きの家庭など、この恩恵が受けられません。本来ならば、この点を考慮し、多くの市民が安心して子育てでき、働き続けることができれば好循環が生まれるのではないのでしょうか。

「兵庫県明石市の子育て支援を寒河江市でも」という意見が寄せられています。本市との比較を試みましたが、ほぼ同じような支援が行われていました。学校給食などは、本市のほうが小学校まで無償で、明石市は中学校だけなので、超えている施策もありました。

さらなる子育て支援の拡充として、寒河江型ネウボラの充実で、誕生月までの紙おむつ支給を。聞き慣れない言葉ですが、寒河江型ネウボラなど先進的な施策がありますが、どのような施策で、どのように母子保健に活用しているのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員からは、寒河江型ネウボラの実現について御質問いただいたと理解させていただいて、お答えしたいと思います。

寒河江市におきましては以前から、子育てに本気で取り組んでいると、子育てに本気ですということ内外に標榜してきたわけでありませけれども、特に平成28年度からは子育て世代包括支援センター内に母子保健コーディネーター

を配置するなどして、妊娠期から出産期、そして育児期に至るまで一貫して切れ目のない支援をする仕組みを寒河江型ネウボラとして実施をしてきているところでもあります。御案内のとおりであります。

このネウボラという言葉はフィンランド語で「アドバイスの場所」という意味であります。産前から産後、そして育児期まで妊婦や母子に寄り添って、継続した支援体制の充実を他に先駆けて寒河江市は取り組んできたと思っております。

少し具体的に申し上げますと、妊娠期から出産期までの取組としては、妊娠届出時に全員に面接しながら相談を行って、助産師などによる専門的相談やパパ・ママスクールなどの事業を展開しております。

さらに、出産期から育児期までの取組としては、乳児家庭全戸訪問事業や、必要な方へ授乳相談、産後サロン事業などを実施して、また出産後の体調や育児に不安のある方などのために、産婦人科医、医療機関と連携をして、日帰りまたは宿泊での産後ケア事業などを実施してきているところでもあります。

さらに、令和3年度からは母子手帳アプリを導入した、妊娠、育児に関する情報の提供を行うとともに、今年度からはこのアプリを活用したオンライン相談を開始して、コロナ禍でも安心して相談できる体制の充実を図っているところでもあります。

まず、寒河江市といたしましては、この寒河江型ネウボラの仕組みを取り入れたことによって、妊娠期から産褥期の特に育児不安などが高まりやすい時期における相談支援の充実、強化が図られてきたものと認識をしているところでもあります。

今後も、妊娠期から顔の見える関係を構築することで、出産、育児まで継続的に相談しやすい体制をつくってまいりたいと考えているとこ

ろであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。マイクを近づけて質問をお願いいたします。

○**太田陽子議員** そのネウボラ型の発展として、不安を抱えているお母さんにとって安心できる環境ということで、誕生月までのおむつの支援と見守りを行っていくような支援の拡大は考えられないか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど御質問にもありましたが、明石市の事例など御紹介はありましたが、明石市では1歳の誕生月まで紙おむつなどの配達に併せて、赤ちゃんと保護者の見守りを行う事業などが展開されていると聞いているところでもあります。

寒河江市におきましては御案内のとおり、新生児及び高校入学年齢に達した子供のいる世帯に対して、これは本格的には令和3年度からですけれども、独自にさがえっこスマイル給付金として、それぞれ10万円の交付を実施しているわけであります。これは、子供が生まれて、そして高校に入学するという大変いろんな経費がかかっていく、新たな掛かり増しがしてくる時期に何とか支援しようということで、新生児のとき、あるいは高校入学時に給付をさせていただいているんであります。

そういった意味で、子供が生まれた世帯におかれましては、この10万円をうまく活用して、例えば紙おむつなども含めた育児用品、それから子育てに必要な物品の購入などにぜひ活用していただければありがたいと思っております。

また、御案内のとおり、このたび国の子育て支援として、妊娠期から育児期の切れ目のない相談支援と併せた経済的支援、出産・子育て応援交付金の創設というものが示されたところでもあります。

寒河江市といたしましては、国に先行して実

施してきたものと理解をしているわけでありませぬけれども、今後、国の支援策、さらには県などとも十分連携をしながら、寒河江型ネウボラにおける相談支援体制の一層の充実を図り、子育て世帯が安心して育児ができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ゼロ、1歳までの見守りということもネウボラでできるということかもしねせんけれども、小さな問題だと思うんですが、育児休暇や育児保障の整った方ばかりでないということも考えられます。妊娠により職を失うケースなどもあるのではないのでしょうか。

今、働き方が問題で、ダブルワークの方などもおり、本当に産み育てる環境にない方もおられるのではないかと思います。微々たるものかと思いますが、ぜひ毎月の給付などを考えていただければ幸いです。

親の安定は、やっぱり子供の安定につながると思います。不安のない環境を整えること、みんなで安心して暮らせる社会の実現につながるよう、やっぱり今後も十分な施策をお願いしたいと思います。

(2) 保育料のさらなる補助の拡大です。

3歳から5歳までの副食費は無料になり、実質保育料は無料になっています。ゼロ歳児から2歳児までの保育料の現状はどうなっているのか。年収460万円未満の家庭は、保育料は無料になりますが、割合としてどのくらいの家庭が対象になっているのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 保育料の無料化のお話でありますけれども、ゼロ歳から2歳まで、3歳児未満の保育料については、年収460万円未満相当の世帯については、県の保育料段階的無償化事業によって、まず2分の1に軽減される。併せて、市独自の支援事業で2分の1が軽減されるとい

うことで、令和6年度まで無料としております。460万円未満の相当の世帯についてはですね。

この世帯は10月1日現在で、保育施設を利用している3歳未満児は全体で寒河江市内で486名いますけれども、そのうち197名がこの軽減措置を受けているということで、率にすると40.5%になっているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 460万円以上の家庭で、第1子のみ保育所に預けている家庭は月5万円弱ぐらいの大きな負担になっています。この層の方が補助の恩恵を受けていないのではないのでしょうか。所得制限を撤廃し、本市として2分の1の補助を出してはどうかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 全体で486名いらっしゃるということで、そのうち197名が先ほど申しました無償の対象になる。残りは289名ということになるわけでありませぬけれども、さらに加えて市独自の事業として、2人目のお子さん、保育施設に同時入所している場合は全額免除させていただいております。この対象となる方々は87名いらっしゃいます。

また、2人目のお子さんでも同時入所をしていない場合も半額免除ということにしております。この対象となる人員は33名になっております。

さらに、最年長の子供から順に、その御家庭で3人目以降の子供についても全額免除という形にさせていただいております。この対象となる人は55名ということでありませぬから、実質的に486名から、先ほど申しあげました、それぞれの人数を引いていくと、保育料を負担いただく対象となっている児童は114名ということになっております。第1子ということで保育料、保育施設を利用させていただいている児童ということになるわけでありませぬ。

その114名について、太田議員からは、保育料を2分の1にしてはどうかという御質問なわけでありませけれども、いろんな支援措置をさせていただいておりますが、基本的にはやっぱり子供が多ければ経費もかかっていくという趣旨で、2人目の方、あるいは3人目の方などについて支援しているという形になっているわけです。

市独自で追加で支援をしているという形になっておりますが、太田議員から何回もこの子育て支援については御質問させていただいているたびにお答え申し上げているんですが、子育て支援というものは、やっぱり国、県、市町村連携をして、言ってみれば国家全体で取り組まなければならない最重要課題の一つだというふうに、これは前から……。お気持ちは同じだと思いますので、我々も、まず国に対して保育料の無償化をはじめとする子育て支援の充実について強く要望していく。そして、併せて県に対しても、先ほどの支援措置は令和6年度までということをちらっと申しあげましたが、令和7年度以降の事業継続、そしてその拡大についても働きかけていくということが第一義だと思っております。

その上で、市としても、安心して子育てができて働き続けられる環境づくりについては、引き続き積極的に取り組んでいかなければならないという認識でおります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 保育料が家計を圧迫するなどというふうな感じを受けている方も多いのではないのでしょうか。子供を預けて働いているけれども、働けば働くほど保育料が家計を圧迫する、そんな感じではないかと思えます。

共働きの多い本市としては、働き続けてもらうことが税金にもつながります。保育料が家計を圧迫することがないように、やっぱり少し、働き続けている方のためにもぜひエールを送っ

ていただきたいと思えます。

次、(3) 給付型奨学金の創設をということですが、高校へ入学するときのお祝い金は大変喜ばれているようです。それでも、私が行っているアンケートに返ってくるのは、返済のない奨学金の希望が多くある現状です。

今の物価高などを考えるに、昨年の12月の定例会で質問したときは、研究すると答弁がありました。ぜひ、この物価高の折、どのように創設できるかをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

給付型の奨学金についてですけれども、家庭の経済状況に関係なく、意欲と能力のある子供たちが質の高い教育を受けるために進学できるようにすることは極めて重要であると考えております。

それを支えているものの一つが奨学金制度であり、主なものとして、国の奨学金制度である日本学生支援機構によるものがありますが、県、市町村においても地域の実情に応じて奨学金制度を制定しているところです。

奨学金制度の県内の状況を見ますと、独自の奨学金制度を制定している市町村は22自治体ありますけれども、そのほとんどが貸与型の奨学金制度となっており、給付型の奨学金制度のある市町村は2つの自治体となっております。

このように給付型の奨学金制度を実施している自治体が少ないのは、給付基準の設定や、ほかの施策との公平性の担保といった課題が多いことがあると考えているところです。

山形県では給付型奨学金ではありませんが、県内市町村と連携したやまがた就職促進奨学金返還支援事業により奨学金の返還を支援しております。

また、本市の事業としましても、若者夫婦の市内回帰を促進し、定住人口の増加を図るための寒河江市若者定着支援未来創成事業により奨

学金返還の支援を行っているところです。

以上のようなことから、教育委員会としましては、これら定住等に係る奨学金返還制度の推進の状況や、先ほど申しあげた給付型奨学金の課題、また国、県、ほかの市町村の動向を注視しながら引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 物価高が襲ってきて、まだ私たちが、感じてはいるけれども大打撃を受けているような状況ではありません。しかし、大学生はやはりかなりダメージを受けているようで、食料支援など一時期急激に減ったんですけども、現在は、この間、米沢で100を超えたそうです。だから、やっぱりすごい大変なことが押し寄せてきているんだという実感はあります。ぜひ、その時々状況に応じてできるような施策をお願いしたいと思います。

幸いに、社会福祉協議会に問い合わせたところ、令和3年度末の修学資金の貸付けはなかったそうです。これは、しかし進学を諦めている事例などないのかなと、今後やっぱりそういうこともきちんと把握して行ってほしいなと思います。

次に移ります。小学校入学時、ランドセルや入学時学習教材の給付ができないかという問題です。いろいろな働き方があると、派遣やパート労働者などが増えてきています。公務労働者の中でも、会計年度雇用などということで1年契約の労働者が多くなっています。同じような仕事で給料が格段に下がる。継続性がないなど不安定な雇用になっています。

ある自治体では新しい図書館を建てましたが、採用された図書館司書は会計年度雇用職員だったなど、本当に大人を取り巻く環境も、子供を取り巻く環境も不安定になっているのが現状ではないでしょうか。

親の経済状況で子供の環境が大きく左右され

るのが現実のようです。

富山県立山町で登山用品などを扱う業者と包括連携協定を締結し、アウトドアを基軸とした7つの取組の1項目である「子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること」に沿った取組として、同町の小学生が使用する通学用のリュックサック、バックパックを開発したという記事がありました。全児童へ町からプレゼントをしたということでした。

上記のように、他の市町村などで、小学校入学時、ランドセルや入学時の学習教材など無償で配付している施策が多くなっています。タブレットや教科書など1年生にはかなり大きな負担になっている現状があります。ランドセルも以前より軽量になっていますが、それでも小さい子供にとっては重いのではないのでしょうか。自分の好きな色のランドセルなど大変カラフルになって、見ていてもとても楽しく個性的だなと思っています。私たちが子育てをしている時は、お正月のお年玉で、じいちゃん、ばあちゃんがランドセルを買ってくれるというのが定例でした。価格も大体同じくらいで、色は、男子は黒、女子は赤が通常でした。今はカラフルでとても楽しいです。

しかし、値段を見てびっくりしました。イオンモール天童でランドセルを売っているコーナーなどを私も時々、幾らぐらいするのかなど見てくるのですが、6万9,800円、7万9,800円、そういうものはもう売り切れましたという表示でした。そうすると、もっと高いものが残っているんだろうということでした。

私もこれからそうなりますが、年金暮らしのじいちゃんやばあちゃんには楽しみな反面、大変な負担だろうなと思います。同い年の孫が3人いたらと思うと、ちょっとぞっとする値段でした。孫はめんごいし、しかし自分の生活はと考えると、かなりの葛藤があると思いました。

先日、市民の方と話していると、村山市に嫁

いだ娘の子供にランドセルは買わなくていいと話していました。リュックサックをもらえるからということでした。立山町のような考え方であればとてもいいと思います。

個性や多様性など逆行するのではないかという反面、機能面や6年生まで使うという観点から考えると、リュックサックなどいいのではと思います。

寒河江市でもこの支援を実施し、入学時の教材なども無償で配置することができないか。子供が300人とすると、大体1人2万円ぐらいの計算でないか、リュックサックと教材でと私は思っているのですが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ランドセルとか学習教材の給付ということについてですけれども、最初にランドセルですが、寒河江市においては通学用かばんとしてランドセルというふうに指定しているわけではありません。ただ、大半の児童がランドセルを使用していると認識しているところであります。

議員のおっしゃるとおり、これまでの通学用かばんとして使用されてきたものは赤か黒の革製のランドセルでした。しかし現在では、様々な色やデザインのもの、また革製以外の軽量かばんも各社から販売されているようです。確かにランドセルの価格については高額化の傾向にあると思っておりますけれども、長く親しまれてきた革製のランドセルにも、大変丈夫で型崩れせず、教科書とか、今ですとタブレットとかを保護するなどの利点があります。

一方、最近注目される軽量通学かばんは、安価で軽量ながら耐久性があるなど、それぞれに利点があると思われれます。

県内においては、先ほど議員からありましたように、村山市で子育て世帯の経済的負担軽減等を目的として、令和5年度の小学校の新入生

に通学用かばんを支給する予定であるとお聞きしております。

今後、軽量かばんが導入された自治体での使用状況について研究してまいりたいと思います。

御案内のとおり、本市においては令和3年度から、小学1年生から中学3年生まで全ての児童生徒の給食費を無料としました。また、経済的支援を必要とする方へは就学支援として入学準備金等の支給も行っております。

今後とも子育て世代の負担軽減を図るために、どのような支援がより望まれているのか、通学かばん支給や入学時の教材支給などを含めて、引き続き検討してまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 非課税世帯や支援が必要な世帯はいいんですけども、課税世帯が結構厳しい状況だという現状もあります。ぜひ考えていただきたいと思います。

子供が、ランドセルが重たくて、ころころをつけたらいいのではないかというものを発案したそうです。そんなことを考えると、やっぱり軽量で機能的なものがいいのでないか。でも、山形県寒河江市では、ころころは無理です。雪が降るので。それもありました。

モンベル社で出しているリュックサックの名前は「わんパック」というそうです。登山用品で培った技術があり、耐久性もあるし、耐水性にもすごく優れているそうです。何よりも、タブレットなどもちゃんと入れるような機能的なものになっている。そういう市町村とのタイアップで安価にできるということも、すごく一つの利点のようです。ぜひ導入を検討していただきたいと思います。

次に移ります。学校のトイレに生理用品の配備をとということです。

先ほどから物価高のことを申しておりますが、ますます困窮する家庭が多くなるのではないかと思います。

令和3年6月議会で質問した生理の貧困の問題で、小中学校のトイレに生理用品を配置してほしいという要望、質問をしました。どのように進展しているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 昨年の6月議会において、生理の貧困について質問をいただいた際、前教育長が、学校の実情について、保健室で生理用品を管理しており、トイレへの配備はないという旨の答弁をしておりますけれども、現在も市内の全ての学校でトイレには配備されていません。

教職員の担当者等とお話をしますと、トイレに配備することが、議員のおっしゃる子供の貧困への対応や、急な体調の変化に対する手だてとして重要であるとともに有効であるという認識はあります。

一方で、保健室に常備し、必要に応じて提供している現状に対して、市内の全ての学校において、子供たちや保護者からの御意見や御要望はないとも伺っております。

これらのことから、子供たちと養護教諭等の教職員との関係性が良好であることも含めて、初潮教育の生理に関する指導が一定の成果を上げているとも捉えられます。

今後とも、子供の貧困の問題について、保護者への支援という形を軸にしながら、実情に関係者にお聞きして、子供たちの健やかな成長のために尽力してまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 山形市などは既に実施しているということです。ぜひ実施している自治体の実情なんかも研究していただいて、すぐに配備していただきたいと思います。

次に、制服のジェンダー問題についてです。

学校の中でのジェンダー平等に取り組んでいるなど、制服を子供たちと考えている例などが報道されています。女子はセーラー服、男子は

学ランなど決められていましたが、多様性を尊重した制服などを考えていく時期に来ているのではないのでしょうか。

本市においても、ジェンダーの学習の一環として、生徒を中心とした制服を考える委員会など立ち上げてはどうか。お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 本市の中学生の制服は以前から男女で異なっており、それが現在まで続いております。ただし、生徒の希望に応じて、例えば女子生徒がスラックスを選択できるようにするなど各学校で柔軟に対応しております。

ジェンダーの概念で大切なことは、多様性を認め、それぞれの選択を受け入れるということであると思っています。

本市の学校では、校則を生徒自ら検証して主体的に見直す取組なども進んでおり、ジェンダー教育の推進と相まって、その先には議員のおっしゃるような、生徒自身が考え、生徒一人一人にとって選択肢のあるジェンダーレスの制服を採用する方向に向かっていくものと考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 子供たちを信じて、自主性やグローバルな考え方など、本当に豊かな発想ができるような、やっぱりこういう機会を通じて、子供たちに参加型の委員会などを考えてほしいと思います。ぜひ、すぐはできないだろうけれども、近々やっぱり考えないといけない時期に来ているということを認識していただきたいと思います。

通告番号2番、学校再編についてであります。

学校再編の見直しについてということで、2回目の説明会の現状はどうだったのか。お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 第2回の説明会の現状については、課長よりお答えさせていただきます。

○**國井輝明議長** 今野学校教育課長。

○**今野育男学校教育課長** それでは、第2回目の説明会の現状についてお答えさせていただきます。

まず、参加人数ですが、地域説明会は8会場
で延べ136人、保護者説明会は5会場で延べ83
人、合計13会場で延べ219人の方が参加されて
おります。

内容についてですが、これまでにいただいた
御意見、御質問についての回答、また小中学校
の統合について、現在の計画に加え、新たな検
討案をお示したところです。以上です。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 西部地区公民館の参加者の少な
さは、諦めの気持ちもあるからでしょうか。1
回目の説明会で、「もう決まったことだ。この
ロードマップどおり進めていく」と言い切りま
した。これが影響していると思います。

議会で見直しもあると教育長から答弁してい
ただきましたが、それも住民の皆さんには伝わ
っていないのが現状のようです。

議会報告でも地域の方に私のチラシをお届け
しているのですが、諦めの気持ちのほうが強い
のではないのでしょうか。

今後、住民の皆さんの意見を聞く機会をどの
ように考えていくのか、お伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 第2回目の説明会の開催に
つきましては、市報や保護者連絡メール、幼稚
園、保育所等へのチラシの配布等での日程の案
内、説明動画の配信、土曜日や日曜日の日中も
含めた開催日時での工夫など行いましたけれど
も、少ない参加人数となりました。

説明資料や内容については、前回質問した内
容が反映された分かりやすい内容になっている
などの声もいただいております。

こうした声も含めて、今後も要望に応じて継
続的な周知や説明が必要であると考えており、

幼稚園、保育所等、また小学校の1、2年生の
保護者を対象にした説明会や、各地域に出向い
た説明会等を行う準備もしております。

今後とも、さらに多くの方に計画について御
理解いただき、御意見をお聞きしながら、より
よい計画となるよう取り組んでまいります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ぜひ住民の方の声を多く聞いて
いただきたいと思います。

説明会で言われたことなんですけれども、複
式の解消を重点にという説明でした。次は、ク
ラス替えのできる環境など、統合の理由は分か
ります。小学校は通算で私も12年通いましたが、
3番目の子供の下の学年から高松小学校は1学
級になりました。1学級になると三十数人、40
人が1クラスになりました。小規模校は「さん
さん」プランの対象ではなく、そのままでした。

この現状を見るに当たり、諸外国のように少
人数学級が当たり前の状況がなぜ日本でできな
いのか。先生の負担も大きく、本当に大変なク
ラスをお持ちの先生は生きた心地がしなかつた
のでないかなと思います。

何かできることはないかとずっと私は思っ
ていました。やっぱり少人数学級の早期実現が子
供たちの環境を変えるのではないかと。複式学級
とかクラス替えができない学級の子供たちでも、
もっと少人数の中で大事に育てられる環境を整
えてやるのが今の重要な課題でないかと思いま
す。

学校の老朽化なども問題ですが、私が入学し
た学校は100年のお祝いをするような校舎でし
た。木造の校舎でしたが、新潟地震にも崩れず、
その後何年も使っていました。

問題の本質は、子供の学校での環境をどうし
ていくか。まず今、問題になっている1兆円
ですが、1兆円があったら学校を何校建て替え
できるかなど、今私は1兆円を聞くたびに考え
ています。

また、ワールドカップで戦ったコスタリカの現状なども報道がされていました。軍備を持たず、軍備にかけるお金を教育に回しているとのことでした。日本も方針転換のかじ取りを間違えないでほしいと思っています。

学校は大事な地域の宝です。高松、白岩、醍醐に戻ってきて、結婚して、そこで生活したいと思っている若者も多々います。市全体として、よりよい学校再編の見直しを、今後もきちんと住民の意見を聞いて行っていくことが大事だと思います。

市民の方の声を聞くと、学校整備計画の具体的に何をどのように見直すのかという声があります。それをお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校施設整備計画については、これまでいただいた御意見を勘案して、大きくは次の3点について検討しております。

1点目は、統合による児童生徒、保護者の負担への考慮です。同じ子供が小学校でも中学校でも統合を経験することになると、今の計画ではそうなりますので、その負担を軽減する方策についての検討であります。

2点目は、陵西地区から小学校がなくなることへの考慮です。他の公共施設を含め、地域バランスを考慮した廃止の検討です。

3点目は、中学校の統合の仕方や施設の在り方についての検討です。

以上3点については、説明会において、現在の計画に加え新しい検討案もお示ししております。今後も市民の皆様から御意見をいただきながら、子供たちにとってよりよい学校施設整備計画となるよう合意形成に努めてまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 大変まとめていただいて、ありがとうございます。こういうふうに言っていたくと分かるんですけども、説明会のときは

ちょっとやっぱりこういうところが薄かったかなと思いました。

文部科学省の再編の手引でも、地域住民の同意が重要だと言っています。多くの住民が納得できる計画の見直しを希望します。

次、少子化の中、保護者の中から財政の話など出されていました。寒河江市の子供の健やかな成長を考えることが重要ではないかと思いません。この財政の問題について、どのように考えているのか。学校整備と財政の考え方についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員のおっしゃるとおり、寒河江の子供たちの健やかな成長を考えることが大変重要であり、そのために日々、学校では教育活動に邁進しております。

第2回の説明会の中で、財政面に係る御意見や御質問を多くいただきました。財政面について、保護者の方の関心の高さがうかがえますと思います。

今後も必要な財政を十分に検討し、説明を行いながら、寒河江市の子供たちが健やかに成長できるよう、よりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** よろしく申し上げます。

自治体独自の教職員の加配は可能だということです。複式の解消が問題だということであれば、教職員の加配なども大変に手厚い施策を検討できるのではないかと思います。単学級で大変なところには速やかに加配を検討していただきたいと思います。

統廃合についてはゆっくり時間をかけ、一つ一つ、次の段階に踏み出せるようにしていただきたいなと思います。財政的なことは気になりますが、必要なところに使うのであれば納税者は納得できます。次々と新しい建物ができると、本当に大丈夫なのかなと思ってしまうような市

町村もありますが、子供たちに投資をすることはやっぱり大事なことになるので、ぜひ学校については、財政もあります、子供の健やかな成長を考えて使っていただきたいと思います。

次、通告番号3番の高齢者が健康に生きていくためにです。

高齢者の聞こえの難しさや補聴器の補助についてです。山形市など「聴こえくつきり事業」を開始しました、聞こえフレイルなど総合的に施策を進めています。補助を決定している市町村も多くなっています。本市ではどのように考えていくのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高齢により耳が聞こえづらくなる、いわゆる老人性難聴になりますと、会話に参加することが困難になったり、また人とのつながりが低下して、虚弱になり、認知症のリスクにもつながっていくというおそれがあると言われております。

補聴器を使って音を聞き取りやすくするということになれば、外出の機会も増えて、認知症予防にもつながっていくのではないかとされているわけでありませう。

ただ、補聴器によっては、音量が大きくなると雑音も大きくなったり、何度も調整が必要になってくるということで、高齢者にとっては想像以上に扱いづらいとも言われているんです。

また、老人性難聴の要因としては、遺伝的要素と併せて高血圧、心疾患、脳血管疾患等々が報告されているわけでありませうので、老人性難聴のリスクを減らすためには生活習慣病予防というものが大変大事だと思っております。

御質問に、ヒアリングフレイル対策、要するに聞き取る機能の衰えへの対策というものは、これまで市においても取り組んでこなかった分野でありますので、今、山形市の事例なども御紹介がございましたが、そういった先進的な事例

などを調査研究しながら、今後の事業展開に参考にしてまいりたいと考えているところであります。

また、補聴器の補助についても御質問があったかと思っておりますけれども、現在、寒河江市においては、補聴器の補助というものは2つの種類の補助制度がありますが、しかしながら高齢者の軽度、中等度難聴の方については支援の対象になっておりませうので、そういった方々への支援をどうしていくかということは、我々としても課題として認識をしているところであります。

そういったことで、山形市がこれから展開する、12月から実際に取組を進めているとも伺っていますので、そういった事業の中で、支援制度などもあるようですから、そういったところの状況などを調査しながら、我々としてもどうしていくか検討していきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 境界、フレイルの状態で見つけようということ、早期発見のような事業です。こういうところも、いいところはまねて、寒河江市でもぜひ実施していただきたいと思っております。

この聞こえの問題で、補聴器の必要な人に補助をということで、今、市長からあったので、それは検討していただきたいと思っております。

次、国で介護保険制度の見直しが行われていますが、本市としてはどのように考えていくかということをお伺いしたいと思っております。

後期高齢者の方で、年金収入が一定以上の方は今年10月より窓口負担が2割になっています。この物価高の折、思わぬ出費で困っている、必要な医療も控えているのではないのでしょうか。ある政治家が、75歳になったら、今まで御苦労さまでしたと無料にするくらいの政府の度量があってもいいのではないかと話しておりました。年金で生活しているのに、窓口負担の倍増は鬼のように感じます。

そんな中、介護保険の見直しが行われています。見直しの話合いの中、要介護1、2を保険適用から外す、利用料を1割から2割へなど検討されていますが、本市としてはどのように考えていくのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、国では第9期介護保険事業計画期間が始まる2024年度の介護保険制度改正に向けて議論を進めていると聞いております。介護サービスを利用した際の利用者負担が2割の対象者を拡大すること、さらには介護の必要度が比較的低いとされる要介護1、2の対象者の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行などについても議論がされていると聞いております。

介護保険制度、御案内のとおり、利用者負担の割合については、2000年の4月に制度が始まった当初は、全ての方が1割負担ということでございました。その後、負担割合の見直しが行われ、現在は原則1割、一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得がある方は3割という負担になっているのは御案内のとおりであります。

令和4年7月現在で介護サービス利用者に占める割合は、2割負担の方は4.6%、3割負担の方が3.6%であります。このうち、2割負担となる対象者を拡大していく方向で議論が進められていると聞いております。

また、今年10月から御案内のとおり、後期高齢者医療の窓口負担が1割から2割に増えた高齢者の方々もおり、今議論されているとおりに介護保険の利用者の負担割合が拡大されれば、さらに高齢者の社会保障の自己負担額が増加するということが懸念されるわけです。

また一方、要介護1、2の対象者の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行については、保険給付費だけを見れば抑制にはつながるかもしれませんが、要介護1、2には認知症の

方も大勢いるということを考えますと、大変難しい課題ではないかと認識をしているところであります。

いずれにしても、今回の介護保険制度の改正については、我々としては慎重、注意深く見守りながら、介護保険制度が高齢者にとってよりよい方向になるように議論を進めていただくようお願いしているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 介護に回すお金がないと国が言います。しかし、高齢化は進み、介護の必要な人が多くなっています。先ほど、聞こえのフレイルなども言いましたが、この活動など充実させて、健康寿命の促進など必要だと思います。本市としても、効果的な施策など次々と開拓していただいて、必要なところに必要な支援をしていただきたいと思います。

軍備は増強しても、介護や医療には回さない、こんな政治がまかり通っているのでしょうか。菅原文太さんは、国の役割は国民を飢えさせないことと、戦争をしないことと話されていました。介護難民、老老介護、介護疲れによる殺人、減るところか増えているのではないのでしょうか。普通の人が普通に暮らせる社会の実現、1つの自治体の力は小さいんですけども、住民の福祉を守るとりで自治体の役割ではないのでしょうか。

今後とも住民の声を聞き、福祉の向上を私たちも努力し、当局も努力していただいて、寒河江市のいい福祉の充実を目指していきたいと思っております。答弁ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番、5番について、7番渡邊賢一議員。

○**渡邊賢一議員** 国民・立憲民主クラブ、渡邊賢一であります。

会派を代表し、また多くの市民の皆さんの声を基に御質問させていただきます。

私ども会派と同僚議員で、震災からの復興及び防災について行政視察のため、先日、宮城県南三陸町と気仙沼市を訪問しました。今年3月末現在、南三陸町の人的被害は、死者620人、行方不明者211人、建物被害は、全壊3,143戸、半壊、大規模半壊含め178戸、一方の気仙沼市では、死者1,246名、行方不明220名と、加えて109名の方々が関連死と認定されました。また、被災事業者数、全体の80.7%に及ぶ3,314事業所、被災事業者数は83.5%に及ぶ2万5,236人と記録されておりました。

未曾有の甚大な被害をもたらした大震災となり、多くの貴い命と財産が犠牲になったこと、さらに多くの行方不明者を含めた人的被害が想像を絶する規模となり、私たちが自然の力に対し無力であることを改めて痛感しました。

今日ここに、東日本大震災から11年9か月、お亡くなりになりました御霊に衷心より哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々、避難を余儀なくされ、いまだに不自由な生活を強いられている方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今回、私たちが訪れた気仙沼市、大震災遺構は、気仙沼向洋高校がそのままの状態で保存されていました。建設された伝承館には、東日本大震災の大津波襲来の壮絶な動画や爪痕、感涙する地元中学生の卒業式の答辞、語り部による奇跡の避難動向等の説明等、防災意識の啓発できる館として、修学旅行や研修などで全国から多くの皆さんが訪れているとお聞きしました。将来にわたり震災の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける、目に見えるあかしとして、気仙沼市が目指す津波死ゼロのまちづくりに寄与することを目的としているそうです。

私たちは大変衝撃を受け、新海 誠監督の映画「すずめの戸締まり」にも描かれたシーンを

改めて目に焼きつけ、どうすれば救命、救助できるか学ぶとともに、復興、防災へのさらなる決意を誓ってまいりました。

一方、国は新年度予算編成に向け、復興特別所得税の一部を防衛費の増額予算として充てると報じられています。

日本のGDP比2%の防衛費は、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になるということですが、平和憲法を逸脱する大問題です。約6兆円のお金があれば、小中学校建設や学校給食費の無償化、それから大学教育の無償化も可能です。今日の太田議員の通告番号1番の課題などは全部解決するのではないのでしょうか。

また、本市の学校再整備計画を抜本的に変えることも可能ですし、そうした若者を奨学金返済地獄から救うことにもなると思います。

大軍拡、大增税となる復興特別所得税の一部を防衛費に目的替えする、あるいは防衛増税をすることは断じて許せないと思います。

さて今回は、新年度予算編成に向けた経済安全保障によるコロナ緊急経済対策及び物価高騰対策、そして引き続き市長、教育長に本市の教育充実に向けた学校施設整備計画について、通告順に質問をさせていただきます。

通告番号4番、新年度施政方針と当初予算編成に向けた重要課題等について御質問させていただきます。

まず、新第6次振興計画市民アンケートに基づく市民評価及び地方創生関連交付金活用事業の検証に基づく課題認識についてお尋ねします。

8月に実施された市民アンケートには1,066人の方々から回答を寄せられました。現状評価、満足度が高いものとして、地産地消と食育推進、学校給食費完全無償化など子育て世代の負担軽減が第1位で、次が教育環境の整備、その次が健康長寿のまちづくり、これがトップスリーとなっています。

一方で、男女共同参画、婚活、中心市街地活

性化、こうした問題が最下位グループとなっております。

今後の重要度については、トップ、期待度ですね、これについては地域医療体制の充実、地域防災力強化が重要度が高く、市民からは強く期待されているものであります。

次に、昨年度、地方創生関連交付金活用事業の検証について、それぞれの交付金について、重要業績評価指標、KPIというこの進捗状況も示されておりました。

地方創生推進交付金の7事業25項目中、A、B、Cランクがありまして、「さらなる取組が必要」というC評価が15項目、地方創生拠点整備交付金の3事業9項目中、このC評価が6項目となりました。

ここで市長に御質問ですが、コロナ禍によってやむを得ず実施できなかつたり、また縮小しなければならなかったものは十分理解できますが、事業進捗状況をどのように分析されているのでしょうか。市民アンケート、事業検証を踏まえた新年度の課題認識について、御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 令和3年度からスタートした新第6次振興計画に対する市民の皆さんの評価はどうかということで、今年の夏にアンケートという形で実施をさせていただきましたが、その結果については、先ほど渡邊議員からも御紹介がありましたが、子育て世代の負担軽減とか教育環境の整備、健康長寿のまちづくりということについては、満足度の順番において高いということで、我々も、そういう市民の皆さんに身近な施策については理解をいただいているのかなと思いますが、ただ、この40項目について必ず順番をつければ1番から40番まで出てくるわけですが、総じて基準点というんですかね、基準点の3.5を全ての40項目について上回っていたと思っていますので、必ずしも下の順

番の3つの項目について、満足度が得られない、市民の皆様は満足していない項目であったということとは言えないと思います。

ですから、順番は低い項目3つあるわけですが、それでも、それぞれやっぱり寒河江市全体の活力増進や活性化にはなくてはならない3事業でありますので、今後も引き続き取り組んでまいらなければならないと思っていますところであり

ます。それから、今後の重要度については、地域医療、それから福祉の充実、地域防災力の強化というものが、やっぱり市民の皆さんは重要にしてほしいという結果であったということですが、やっぱり市民の皆さんは自分たちの町が安全・安心になっていく、そういうふうにしてもらいたいというのがやっぱり一番希望されているんだなということを改めて認識しているところでもありますので、我々としても地域医療の充実をはじめ、防災力の強化、そして子育て支援、高齢者福祉の充実などについて、引き続き努力をしていかなければならないと思います。

それから、地方創生関連交付金活用事業の検証についてもお話がありましたが、御指摘のとおり、さらなる取組が必要な項目が多々あったわけですが、大部分が観光、誘客イベント関連のものでございます。コロナ禍によって目標が達成できなかった項目であります。これらについては、事業内容を工夫するなどして、コロナ禍であっても目標達成、活性化に向けて知恵を絞りながら取り組んでいきたいと思っております。

昨年度、事業を完了したスポーツツーリズム推進によるまちづくりというのものも、目標達成はできなかったものの、見直しを加えて、後継事業として「縁JOYさがえ！新時代スポーツツーリズム事業」を今年度から新たに実施しているところでもあります。現在改定を進めております寒河江市自転車活用推進計画を反映して、

よりスポーツツーリズムを進化させて、市の魅力、それから認知度の向上、観光振興を図っていきたいと思っているところであります。

そのほか県など、あるいは他の自治体とも共同で取り組んでいる事業につきましても、引き続き連携を図りながら、目標達成に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、市長からは、市全体の活力とか市民の安全・安心というところ、そしてイベント、観光についても御答弁がございました。後でスポーツツーリズムのほうは質問項目を設けておりますので、ぜひこうした傾向をしっかり認識されて、新年度予算編成に向けていただきたいなと思います。

その中でも、(2)ですけれども、さらなるコロナ禍緊急経済対策、物価高騰対策についてなんですけれども、ここは本当に市民の命と暮らし、こうした安全・安心、ここにつながってくるんですけれども、全国的にコロナ感染が拡大傾向となって、本県でも第8波に入って、連日1,000人超え、2,000人超えも報道されているのでございます。

物価、燃料の高騰によって市民生活はますます苦しくなっており、特に年金生活者や低所得者ほど困窮度が高くなっているのであります。

先日の本会議において、市長から行政報告がございましたけれども、国際情勢や社会経済構造が急激に変化する中、本市では市民生活と事業活動を支援するために緊急経済対策をこれまで多く行ってこられました。

主なものとして、低所得者子育て世帯への特別給付金の6月補正予算、本市独自の水道基本料金無料化の7月臨時議会補正予算、あとチェリンPayなどのプレミアム商品券発行、これはあしたから販売予定ということですが、あと原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金、コロ

ナ対策サポート補助金等による地域経済緊急対策事業や、あるいは農業に関して言えば、農業経営緊急応援事業、畜産、農業緊急支援対策など9月補正予算、これら枚挙にいとまがないのであります。

様々な対策をいち早く迅速かつ的確に講じてこられたと思いました。市長をはじめ職員の皆様に心からの敬意を表する次第です。

しかしながら、年末年始を控え、東北電力の電気料金をはじめ公共料金の値上げ、あるいは灯油など燃料費の値上げ、新たな物価高騰の波が市民の懐を直撃し、日増しに深刻な状況になっていることも事実であります。

市長からは、適時適切な対策を講じていくということでありましたけれども、ここで質問であります。

国と県の補正予算等の動きもございませうけれども、新年度のさらなる緊急経済対策、物価高騰対策の追加についてどのようにお考えか、お尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 令和2年、3年は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による緊急の経済対策、そして令和4年においては、感染症の影響に加えて、原油、物価高騰の影響を考慮して様々な対策を実施してきております。中身については、先ほど渡邊議員からの御紹介もありましたので、省略をさせていただきますけれども、基本的には、感染症の拡大による経済活動の停滞、そして原油、物価高により影響を受けておられる市民や事業者の皆さんの声を踏まえて、支援するための各般の施策を幅広く展開する。そして、感染症や物価の状況を注視しながら、バランスを取って実施してきたつもりであります。

こうした取組について、やっぱりスピード感というものが大変重要であると思っておりますので、適宜、補正予算を臨時議会や定例会などで御可

決いただいて、機を逃さず着手することに意を用いてきました。

それから、これからの話ですけれども、先ほど議員からもありましたが、国、さらには県においても様々な対策が講じられ、あるいは講じられようとしておりますので、その状況を見ながら、より効果的な、要するに役割分担を意識しながら、市民生活への支援、それから事業者が事業を継続できるような効果的な支援を柔軟に検討する必要があると我々は思っているところであります。

いずれにしても、コロナも含めて、原油、物価高、現時点においては先がまだまだ見通せないという状況でありますので、市民の皆さんが引き続き安心して暮らせるように、来年度に向けましても、適時適切な対策ということばかりを言ってもあれですけれども、実際はそういう機を逃さずにスピーディーな取組を実践、実行していきたいと思っております。来年度ということではなくて、これから常に我々は臨戦態勢でそういう取組を検討していると御理解いただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** スピード感を持って、そしてやっぱり適時、的確に対策を引き続き講じていただきたいと思っております。具体的な御答弁はありませんでしたけれども、ぜひその基本姿勢に立って、これから編成していただきたいと思っておりますし、場合によっては3月補正なんていうことも出てくるのかもしれませんが、ぜひそういったことも含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

さて、(3)の地方公務員法に伴う定年制延長による人事の影響、そして新年度機構改革についてお尋ねします。

これは3月議会でも質問させていただきましたが、今回の条例改正案、議第63号が上程されました。定年制延長に伴う本市の職員について、定年年齢の引上げにより、新年度から

2031年度にかけての今後10年間で、現在の60歳定年が65歳定年に、ドクターについては65歳が70歳になっていきます。

管理職の上限年齢を設ける役職定年制などが導入されるわけですし、2年に1度しか退職者が発生しないということで、単純計算では新規採用者が大幅に減ってしまうのではないかと危惧したところでした。

一方で、65歳定年になるまでの間に定年年齢後に働く暫定再任用制度や、60歳で退職してから短時間で勤務する定年前の再任用短時間勤務制度など多様な働き方になっている内容です。

本市はこれから10年間は過渡期となり、現場職員からも、この激変緩和による新規採用職員の確保、採用の平準化が求められているのであります。

今年度採用試験において最終合格者が発表される頃かと思っておりますが、行政職員、学校職員、医師や看護師など病院職員について人材確保の視点から、この役職定年、降格における人事への影響について、御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、私からお答えしたいと思います。

定年延長については、国家公務員の定年引上げに合わせて、地方公務員においても同様の措置を講ずるための地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立をされて、それを受けまして、本市においてもこのたび関係する条例の改正を御提案させていただいているわけでありまして。

御指摘のとおり、定年の段階的引上げにより、令和5年度から13年度までの間は、原則として定年退職者が2年に1度しか生じないことになるわけでありまして。

ただ、将来にわたり行政サービスを安定的に提供する体制を確保するということが重要でありますから、退職者補充を前提にし、定年退職者がいない年においては新規採用職員を前倒し

で採用するなど、複数年度間で平準化することも考慮し、必要な職員数を採用していくということを考えているところであります。

また、管理監督職が60歳で役職から降任する役職定年制や、60歳に達した日以後、定年前に退職して短時間勤務の職を選択する定年前再任用短時間勤務制の導入など、60歳に達した職員の働き方がこれまで以上に広がることから、当該職員が自身の人生設計を鑑みて、どのような働き方を選択するか、その動向を把握しながら人事運営を遂行していかなければならないと考えているところであります。

このたびの定年延長は、定年年齢が引き上がることで、高齢者雇用促進だけでなく、これまで公務で培った豊富な知識や技術、経験を持つ高齢期の職員に最大限活躍していただくというものでもございます。公務員の働き方が大きく転換していくことになるわけでありますので、引き続き他の自治体などとも情報交換しながら準備を進めるように担当部署には指示しているところでございます。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 医師や看護師など病院職員の定年延長についてお答え申し上げます。

このたびの定年延長制度における寒河江市立病院の対応につきまして、医師職を除く看護師等医療職の定年年齢は一般行政職と同様に、60歳から65歳へ段階的に引上げを行い、管理監督職が60歳で役職から降任する役職定年制を導入いたします。

一方、医師職の定年年齢につきましては、現行65歳となっておりますが、職務と責任の特殊性、欠員補充の困難性の観点から、70歳へ段階的に引上げを行います。

さらに、医師職の役職定年制及び給料月額の7割措置につきましては、定年年齢と同様に、職務と責任の特殊性、欠員補充の困難性の観点

から、国家公務員の取扱いを踏まえて、適用しないと考えております。

なお、人事への影響及び採用計画につきましては、管理監督職が60歳で役職から降任する役職定年制や、60歳に達した日以降、定年前に退職して短時間勤務職に採用される定年前再任用短時間勤務制の導入など、60歳に達した職員の働き方がこれまで以上に広がることから、当該職員の意向を丁寧に聞きながら、年度ごとの採用人数の平準化を図るように検討してまいります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 御答弁ありがとうございました。

久保田病院事業管理者からは、医師の確保という視点で、一般職の7割ということではなくて、10割をおあげしても、70歳まで段階的にですけれども、勤務医として働いていただく、これは御本人次第でしょうけれども、医師の人材確保をしていくんだという視点で御答弁がありました。大変重要なことだと認識しております。

さて、新年度の機構改革については、どのように検討されているのか。市長にお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 機構改革につきましては、本市の行政課題への対応を強化するとともに、効率的で機能的な業務体制の確立を図るため実施していくものでございます。

新年度の機構改革につきましては、現在、担当部署におきまして、各課などから今後の事務事業の見直しなどを聞き取りながら検討している段階でございます。来年度の予算編成もありますので、そういった編成状況などを十分踏ま

えながら、新年度、重点的に取り組む課題への体制整備につきまして今後精査をして、総合的に判断し、行っていきたいと考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 機能的に組織体制を検討していくんだということでしたけれども、ここで私は要望を申し上げます。

学校、病院を除く公共施設等総合管理計画の個別施設計画の策定スケジュールにおいては、今年度9月、計画策定予定という当初の計画がありました。意向調査の結果、陸上競技場や市民プールのスポーツ施設、あと市民文化会館やフローラ・SAGAEなどの公共施設の複合化についても新規に整備すべきなど、様々な重要課題があることも十分承知しておりますが、ぜひ市民に分かりやすく丁寧に進めていただきませう、その組織体制づくりについても御配慮いただきたいなと思います。

時間がありませんので、次に入ります。さくらんぼマラソン等のプレミアムイベント開催について、新年度の御質問であります。

地方創生交付金を活用した事業に係る効果検証、これはスポーツツーリズム推進事業の効果検証ということで、一昨年10月に企画創成課で実施した検証によりますと、本市はスポーツイベントにはまだまだ伸び代があり、今後の企画力、発信力にかかっているという期待を込めた意見でありました。

これまでコロナ禍で本市のスポーツ大会が中止、オンラインでの縮小開催を余儀なくされ、私も関係者の1人として非常に残念で、断腸の思いでございました。

ここで質問ですけれども、全国の寒河江ファンから大きな期待が寄せられておりますさくらんぼマラソン、自転車のツール・ド・さくらんぼ、さくらんぼウォーク、トライアスロンなどメジャーなスポーツイベント開催に向け、どの

ように新年度をお考えか、お尋ねいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** さくらんぼマラソン等のプレミアムイベントの開催についてですけれども、本市ではコロナ禍の前から、スポーツを核にした地方創生事業としてスポーツツーリズムを推進し、全国の皆様からスポーツ関連イベントへの注目や期待をいただいております。それらにお応えすることと、交流拡大による地域活性化や市民のスポーツ機会の拡大、さらには市民の健康増進につなげることを目指してまいりました。

議員御質問の、メジャーなスポーツイベント等に対する新年度の考え方については、具体的には各実行委員会等が中心となり企画運営を行っていくわけですが、教育委員会においても様々な状況を見極めながら、効果的な事業を押し進める立場にあると認識しております。

現時点において、大規模イベントについては、参加者はもとより、運営に多くの市民ボランティアなどの協力が必要となりますので、感染症予防対策や安全対策が大きな課題となると考えております。

さらに、市全体のイベント等に対する方針や市民生活への影響を踏まえ、さくらんぼマラソンはリスタート、再開事業として、安全、確実に行える規模の設定が重要であり、ウォーキングイベントとの調整も必要となってくると思います。

10年目の節目の開催となったツール・ド・さくらんぼや、その他自転車関連事業は、さらなる魅力づけや新たな形態による運営等について研究を進めているところです。

また、トライアスロンについては、主会場となるグリバーさがえの復旧状況に沿った段階的な企画運営が必要であると認識しております。

スポーツをする、見る、支えるなど、スポーツに対する多様な関わり方がある中、イベント

等の在り方について研究を重ね、寒河江市ならではの魅力づけや効果的な発信を次のステージにつなげることをイメージし、実行委員会との連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** マラソンはリスタート、自転車も10回を経て、さらに前に進めたいという力強い御答弁でありました。ぜひインバウンドの方々の寒河江ファンに向けても、円安効果でリピーターが本市に来やすいように、御家族やお友達と本市にまた来ていただけるような、グレードアップしての世界への発信、これはコロナ禍で制限があるかもしれませんが、内容をまた吟味していただいて、国際的な視点からもぜひ考えていただきたいと思います。

そして、市民の方々によるボランティアの力というものは私も非常に重要だと思いますので、ここについてもぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

続いて、通告番号5番、自民党政権が進めてきた新自由主義教育改革による学校統廃合計画を見直し、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の、まことの学校施設整備について質問させていただきます。

今回、寒河江市学校再編を考える市民の会の方々、今日も傍聴に多くいらっしゃっておりますけれども、新たに提出しました見直し請願署名、これはトータルで1,180筆に達成ということでした。これらについての認識について御質問させていただきます。

今回、8月30日に提出された市民の会の要望書は、11月2日、市長、教育長の連名による公文書の御回答をいただいて、誠意を持ってこの話合いの機会をつくっていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、様々な課題もあるわけですが、こうした要望書に沿った回答ということで、

我々も期待したんですけれども、これまで一般質問や説明会等でお答えいただいたものと全く同じで、まちづくりの基本となる都市計画、学校周辺の環境整備、本市の産業と連動した地域振興策などについては残念ながら示されなかったということで、市民の会の皆さんも本当に期待外れだったというふうなことでした。

今回新たな420筆が追加されたことも含めて、本市の教育について、多くの市民の不安な声が請願署名という形で出ていると思いますし、また、さがえっこの輝く未来と明日への希望を実感できる学校施設整備に向けた市民の大きな意思表示であると思います。

市長はこの署名についてどのように受け止められたか、基本的な御認識をお尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回新たに420筆が追加された請願署名を受け取らせていただきましたが、このことにつきましては、署名された皆さんの切実なる声だと真摯に受け止めさせていただいているところであります。

現在の検討過程については、教育長からも、教育委員会からも答弁があるかと思いますが、私としては、この学校再編については、子供たちの未来の問題であると同時に、やっぱり地域の将来の問題であるとも思っております。そういった意味で、まちづくりと連動しながら、それぞれの地域が活力を失うことがないように、そして市全体のバランスを考慮しながら検討していかなければならない。そのための公共施設の配置なども含めて総合的に検討していかなければならない問題だと理解をしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ここに来て新病院建設なんていう新たな課題も出てきましたので、中学校をどうしようかなんていうことも当然重要度は高い

わけですけれども、それと同じくらいに病院の問題もあって、非常に大変重要な時期であるということは当然認識しているわけですけれども、私どもも学校については、やっぱり市長の今、御答弁にもありましたように、将来に向けてこの宝をどうやって磨いていくか、その環境づくりということで重要だと思っているので、ぜひこれからの質問にも反映させていただきたいと思います。

(2)の第2回地域説明会や保護者向け説明会が出された意見への見解について、教育長にお尋ねしたいと思います。

今回の太田議員の質問に対する答弁もありましたけれども、今回の参加者は延べ136人ということでしたが、地域説明会で実質98名で、うち最終回だけがなぜか、市長、教育長の地元だということもあって、柴橋の公民館には36名という動員がかかったようです。そこに山新さんも来て写真を撮られたということでした。でも、毎回参加者が少なく、非常に残念な状況でした。

また、保護者説明会が全5回で83名という、先ほどお答えでしたけれども、保護者向け連絡網という通称さくら連絡網には最大4,275人が登録されていると。この数からすれば、全く比較にならないのではないのでしょうか。

今回新たに検討案が示され、説明会で出された意見は、保護者向け説明会の意見と併せ、市のホームページで公開されておりますけれども、残念ながらこのホームページにたどり着くまで迷路のような状態になっておまして、市民の目には触れさせたくないのではないかと疑ってしまうほど分かりにくいものとなっています。ぜひ、トップ画面の一番目立つところ、注目情報ピックアップ、あるいは市長の部屋の隣りに学校再編計画特集のリンクを張っていただきたい。これは要望でありました。

ぜひ、今回のこの説明会、先ほど教育長の御答弁では、財政について保護者の関心が高いと

感じたなんていうふうなこともありましたけれども、私は8回全部に全部、会場に足を運びましたけれども、そんなことだけではなかったと思います。市民全体が、やっぱりこの中学校1校案については非常に不安を持っている。あるいは2段階統合についても非常に問題だと思っている。西部地区、陵西学区からは、学校をなくしてほしいというふうな多くの意見があったと思います。

また、いまだにこの再編計画が市民全体に周知されていない現状、こういったこともあって、ぜひ説明会での意見、インターネットで公募した意見などに対する教育長のお考えを改めてお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ただいま議員からありましたとおり、第2回地域説明会と保護者向け説明会への参加者が少なく残念な状況であったということについては、私どもも同じ気持ちであり、反省すべきところは反省し、今後に生かしていきたいと考えているところです。

これまでの各説明会やインターネットにより様々な御意見をいただいております。本計画を策定するに当たって、手順が明確でなく周知不足だったというふうな御意見、また統合によって学校規模が大きくなることにより一人一人に目が届きにくくなり、いじめや不登校が増加するのではないかという不安、児童生徒の通学に係るスクールバスの運行や小学校での放課後児童クラブの運営、中学校建設に係る建設費や学校運営に係るランニングコスト等についての質問など、様々な面から御意見や御質問をいただいたところです。

市民の皆様が不安に思っているというところは当然私どももよく分かっておりますし、その辺も十分、今、検討しているところです。

また、第1回の説明会では不安や説明不足を感じたけれども、第2回の説明会ではいろいろ

考慮された内容になり分かりやすくなったとの一定の評価もいただいているところです。参加者の方々の反応を見てみますと、様々な視点から計画について考えていただいていることが実感できます。また、理解がそういった面では深まっていると感じるところです。

ただ、今、議員からありましたように、計画に対する不安や心配の御意見もいただいておりますので、そうした点についても丁寧に対応してまいりたいと考えております。

今後とも御意見を伺いながら、未来を担う子供たちにとって、よりよい学校施設整備計画になるよう、市民の皆様と共通理解を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私は一番、この8回参加して強く感じたことは、8回目の柴橋会場で、高校の教師を退職された方の御意見がありました。やっぱり目が届きにくくなるという、中学校1校については、本当に先生方、心配されると思うということで、自分の御経験を基にお話しされていきました。やっぱりそういうところというのは、そこに勤めた方でないと分からないことはいっぱいあるんだと改めて感じたところです。

また、中学校1校に対して、高島中はこうだったというふうなことを例に挙げて説明されておりましたけれども、やっぱりそれだけかかるんだと言う人と、いや、それだけかけてもやっぱり教育を充実してほしいと言う方とそれぞれあったと思いますので、ぜひそれも検討の中で考えていただきたい点だと思っています。

さて次に、ロードマップを含む新たな検討案を踏まえた計画変更の策定スケジュール、今後のスケジュールについて御質問しますけれども、今、御答弁がありましたけれども、説明会では、用地選定検討委員会が今ストップしている状況だと。今年度中の選定が困難であること。市民に時間をかけて丁寧に分かりやすく説明してい

く、意見を聞いていくということでしたけれども、この変更計画の検討状況、今後のスケジュールについて、いつまで検討されるか、先ほど3つの視点ということでありましたけれども、3回目の説明会等についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 先ほど申しあげましたように、説明会ではいろんな御意見をいただいておりますので、現在それをまとめて検討しているところです。

主な検討内容としましては、先ほど太田議員の質問でも申しあげましたけれども、小学校の2段階統合に関すること、地域のバランスを考慮した学校の配置について、中学校の統合の仕方や施設の在り方についてです。また、学校の統廃合に伴う公共施設の配置についても、関係各課と連携しながら検討していかなければならないと考えているところです。

今後とも、子供たちにとってよりよい計画にするために、市民の皆さんの御意見を伺いながら、また専門家等の意見を参考にするなどの計画のブラッシュアップの方策についても今考えているところです。いついつまでに新たな、今いろんな意見をいただきましたので、今後の案について、そういったものを示すスケジュールを含めて今、検討中ですので、御理解いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** そこで要望なんですけれども、小学校1、2年生の保護者向けの説明会もこれからやって、そこに特化してやっていくんだということでしたけれども、ぜひ、そのやり方ですね、市民からも反発され、いろんな非難を浴びた、突然グループ討議をして意見発表させるなんていう研修会のような進め方はやっぱりおかしいのではないかという声が出ています。

また、もう一点、昨年度の年度末にこの計画

決定が強引に進められてきたこともありますので、市民はとて今年度末を心配しておられません。

再度確認しますが、来年、私どもの選挙期間前後には、この計画を一気に進めることはないということで約束していただけますか、そこは。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 今後のスケジュールについて、いつ頃案を示して、またどういった形で説明会をしてということについては、年度内に計画についてお示しして、先ほどもありましたように、きちんと時間をかけながら進めていきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

さて次に、学校がなくなる地区の地域行事や市の指定無形民俗文化財の伝統芸能についてお尋ねしたいと思います。

計画では、児童生徒への伝承について配慮すべきというふうなことでありました。幸生の田植踊、清助新田の大黒舞、谷沢田植踊、日和田の弥重郎花笠田植踊、これは県の指定にもなっていますけれども、あと西覚寺の田植踊など、その多くは西部地区、陵西学区に集中しているのであります。

また、私の地元の西根小学校の西根豊年太鼓など、米づくりの総合学習と同時に学ぶ伝統芸能が引き継がれているわけであります。

今後、コミュニティ・スクールで学区変更後、広域となると、この地域との結びつきも大変大きな問題になってきます。こうした貴重過ぎる伝統芸能の保存や伝統行事の伝承については大変厳しいと予想されますけれども、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 市指定無形民俗文化財ですけれども、現在それぞれの地区に伝わる田植踊

や獅子踊、大黒舞など7件となっております。それぞれの地区に保存会が組織され、その保存会が中心となり伝承活動が行われています。

市としましては、平成29年度には、その文化財を記録、撮影し、デジタル映像化した上で保存会に提供するなど、その伝承に向けた取組を実施してきたところです。

また、市指定無形民俗文化財の保護、育成に対する補助制度や、市指定無形民俗文化財に限らず、次世代を担う子供たちが地域の伝統文化を伝承する事業に対する補助制度を整備し、支援しているところであります。

市指定無形民俗文化財や地域の伝統文化等に関しましては、保存会やそれぞれの地域の方々を中心となって、こういった補助制度等を活用いただき、その伝承に向けて役立てていただければと考えております。

一方、学校では、こうした伝統文化等をクラブ活動とか、今、議員からもありましたように、総合的な学習の時間の題材の一つとして、地域の方、保存会の方々の御指導の下、練習に励んで、学習発表会などで披露しているというところもあります。また長年、学校が取り組んできました太鼓の演奏とか踊りといった活動も、地域に根差す学校の伝統の一つであると考えております。

こうした活動については、学校の再編後も、それぞれの地域や学校で伝承してきたものを、地域の方々の御協力を得ながら引き継ぎ、校内で発表の場を設け、学び合う機会とするなんていうことも、大変子供たちにとって、また地域にとっても有効であるのではないかなと考えているところです。

学校の再編整備に伴い、地域で担うべきものと学校で伝承していくものと整理し、それぞれが役割を持ちつつ、力を合わせて子供たちの健全育成に努めるということが大切であると考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 駅伝で言えば、受け継がれてきた重いたすきのような宝物であります。ぜひこうした文化を、私の地域では敬老会とか寒河江まつりのイベントの一つとして公演されるとか、様々、豊年太鼓の活躍もあるわけですので、それを大事に守って行っていただきたいなと思います。

さて、最後の質問に入ります。農地法上、学校等がなくなる地域の施設要件、基準が満たせない場合の農地転用が許可されるまでの可能性について、お伺いしたいと思います。

これまで国営かんがい排水事業、県営の圃場整備事業、団体への公共事業など、農地には公共投資の受益地となっているため、原則許可されないということは十分理解しますが、今後、学校統廃合の理由から許可されずに農家住宅が建てられなくなれば、担い手の確保も困難になってしまうし、地域も廃れてしまうのではないのでしょうか。農業委員会の会長にお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** お答えします。

質問のとおり、市街地に所在する学校が統廃合によりなくなる場合、立地条件に係る農地法上の許可基準の一つであるガス管、上水道及び下水道の2種類以上が整備されている区域内で、おおむね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設がある農地という転用許可基準は成立しないものと思われま

す。ただし、この許可基準が唯一の根拠とされることは非常にまれであり、特に農家住宅や一般住宅については、これまで多くの農地法上に基づく許可実績があるほか、農地法上のほかの転用の許可基準により、立地上の許可が見込まれることから、特に支障はないものと考えております。

議員のこの質問については、富山市議会の例

を挙げていることだと思っておりますけれども、富山市議会では、市街化調整区域が定められておりますが、本市では市街化調整区域が定められておらず、実情が異なるものなのかなと思っております。

また、本市内においても地域によって許可基準は若干異なってくるものと思われま

すが、今後についても申請内容を十分に審査し、法にのっとった決定に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、会長からありましたけれども、本市同様に学校統廃合が検討されている富山市の市議会だよりを拝読させていただいて、ちょっと私も非常に心配になって、ある方々に相談したら、どうなんだべ、聞いてみる必要があるんじゃないかということで御質問させていただきました。ありがとうございます。

さて、師走に入って半月過ぎましたけれども、容赦なくこの大寒波の到来であります。気象庁の長期予報では、平年並みの積雪のようですけれども、遠くウクライナの人々が戦火やまぬ中で、大規模な停電の真っ暗闇、マイナス20度の凍える夜を想像すると、一刻も早く平和な暮らしを取り戻してほしいと願わずにはいられません。

国連難民高等弁務官事務所、UNHCRでは、温かい支援活動を呼びかけています。ウクライナの戦慄、地獄と化した故郷に恐れおののき、避難し震えている子供たちに希望の光を届けたいなと思っております。

来年は卯年で、私は年男、還暦を迎えます。慈恩寺薬師堂にある十二神将立像の卯神摩虎羅大将のように力強くありたいと思うわけですが、2023年は政治決戦の年にもなります。

これまで市民の皆様からいただきました御支援のおかげで議員活動をさせていただきました。大江広元公にちなみ、尼將軍北条政子の演説で

はありませんが、その御恩は山よりも高く海よりも深いと思っております。今こそその御恩に応えるときだと思えます。感謝の言葉とともに、微力ではありますが、新たな年も引き続き全身全霊邁進してまいる決意でありますので、市長をはじめ執行部の皆様、なお一層の御指導を賜りますようお願い申しあげ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○国井輝明議長 通告番号6番、7番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 寒河江創生会、後藤健一郎です。よろしくお願ひいたします。

10月20日、イギリスのトラス首相が就任からたった1か月半で辞意を表明いたしました。トラス首相は大幅減税を掲げており、就任後、公約どおり減税を発表したのですが、イギリスはインフレ率が10%以上、特に光熱費と食品の値上がりが目立ち、各家庭では「ヒート・オア・イート」。暖まるための暖房か、おなかを満たすための食事か、どちらかを選ばなくてはならないという経済状況。そんな中での大規模減税は財源確保ができなくなり、国がもたないと、通貨、株式、国債が同時に売られるトリプル安が発生。経済が大打撃を受け、慌てて減税案は撤回、そして首相辞任となりました。

この12月定例会でも補正予算の審議がありますし、執行部におかれましては現在、令和5年度予算を検討しているところかと思えます。

私たちは、どうしてもトラス首相のように、言ってしまうと耳ざわりのいい政策を掲げがちではありますが、それがどういった影響を与えるのかしっかりと見据え、短期、中期、長期のバランスを取りながら政策立案や予算審議を行っていかなくてはならないと、このニュースで改めて私たち行政に携わる者の責任の重さを私

は実感した次第であります。

まずは通告番号6番、子育てと仕事の両立をさらに支援するような保育施設の入所調整について質問いたします。

現在、寒河江市の保育施設への入所、入園申込みは毎年10月に行われており、保育の対象になるか、また定員を上回る園では選考を行うために、保護者の就労や家庭の状況を点数化し、定員を上回る場合は、保育の必要性が高いと判断された児童から優先的に入園を決定しております。

これは寒河江市に限った話ではなく、どの市区町村でも行っていることで、寒河江市の場合は保護者の状況を基本点数とし、その他家庭や兄弟の状況、保育の代替等の調整点数を合算して判断しているとのことでした。

先日、保育所にお子さんを預けている方からこんな御意見をいただきました。「自宅近くに保育所があるが入所することができなくて、遠い保育所に通っている。住んでいる地域関係なく新しい園を望む保護者が一定数おり、新しくなったら遠方からの応募が増え、倍率も急に上がり、地元の方が減ってしまった。近くの保育所が新しくなって喜んでいたが、こんなことになろうとは」と。

私は、寒河江市内、満遍なく地域に保育所がある現状から考えると、やはり地域の子供が通う地域の保育所というものが働く親にとっても、また地域での子育てを推進する意味でもいいのではないかと思います。

こんな声もいただきました。「寒河江市の会社に就職したことをきっかけに市外から引っ越してきた。市内には祖父母など頼れる親族はおらず、保育所だけが頼りの綱である。しかし、思うような保育所に入所できなかった。寒河江市は、子育てに関してのサポートが非常に充実しており大変ありがたいのだが、こういったところももう少し検討してもらえないだろうか」。

保育所に入所する児童は、共働きで家に誰もいないということが前提になりますが、同居していないが市内に親族がいる方とそうでない方とは、確かに保育施設の重要度合いが違ってくると思います。

私は、若い世代がより子育てと仕事の両立をしやすくなるような、住んでいる学区もしくは市内に親族がいるかどうかといった調整項目を今後検討してみてもどうかと思いますが、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員から保育施設への入所についての問題点などについて御質問いただきましたが、令和5年度の寒河江市の保育施設への新規入所の申込み、御指摘のとおり、この10月に実施をして265件の新規申込みを受け付けているところであります。

現在、入所する施設の内定作業を進めているところでありますが、施設の決定に当たっては、先ほどありましたが、保護者の就労状況などを基本点数、そして、その他の家庭状況を調整点数として点数化して、保育の必要度があるかどうかということを中心に、より客観的に判断をしている状況でございます。

御指摘のとおり、おおむね小学校単位、学区単位に保育施設はあるわけですが、地区ごとの人数にはばらつき、偏りがあるということでもあります。また、これも御指摘ありましたが、新しい施設や通勤に便利な市の中心部にある施設に希望が集中する傾向が見られることなどもあって、必ず自宅や職場の近くの保育施設に通うことができる状況になるかということ、残念ながらそうならない場合もあるわけです。

また、これも御指摘にありましたが、市外から転入をして、市内に親族がいらっしゃらない方について、思うような施設に入所することができないという事例も生じていることが現状でございます。

現在、保育施設の希望については、第5希望まで受付をさせていただいておりますが、希望の決定に当たっては、まず第1志望を集計して、その結果、定員を超えない場合はもちろん希望どおりの保育施設に入所できるということになるわけですが、定員を超える場合には、保育の必要性を第一として、点数が高いほうから決定をしていくわけでありまして、同一点数になる場合もあるわけですが、その際は、点数化はしておりませんが、例えば核家族であるかどうかなどという複数の判断項目を設定して判断しているところでございます。

御指摘の、地域の保育所に入所させたいという保護者の方の声は十分、我々としても理解できるところであります。

現在、学区内であるということについては、既に判断項目の一つになっているわけですが、今後できるだけ希望に沿えるようにしていくにはどうしたらいいか、前向きに検討していきたいと考えているところであります。

また、親族がいらっしゃるかどうかの項目を保育施設決定の判断材料の一つに加えてはどうかという御意見でありますけれども、現在はその判断項目になっていないわけでありまして、我々としては公平性の観点なども十分踏まえながら今後検討してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。

実は今回、若い方からこういう声を寄せていただいたんですけども、私自身もこの経験がございます。第1子のときなので、もう十数年前になりますけれども、当時私は山形の立谷川に勤めておりました。妻は育休が明けて、天童に勤めておりました。私、家は六供町なんですけれども、一番近いところでなか保育所で、2人ともいわゆる天童方面のほうに行くものから、その途中にあるにしね保育所、この2つ

が非常に都合がいいというところで、第1希望をなか保育所、第2希望をにしね保育所と出させていただいております。しかしながら、両方とも入ることができなくて、市から、ここだったら入れると示されたところがたかまつ保育所でありました。

決して私はたかまつ保育所がいい悪いという話ではなく、ただ六供町に住んでいる私が、天童方面に妻も私も勤めるというときに、逆方向にあるたかまつ保育所に毎日連れていくことは、これはちょっと無理だなということで、残念ながら市立の保育所は諦めて、別なところに通った次第です。

やっぱり若い世代が子育てしやすいというのは、そういった地理的な要因というものは非常に大きいと思いますし、にしね保育所が令和6年度に改築されて新しくなるという計画なんですけれども、多分やっぱり新しくなるということは、同じような話がにしね保育所の周りでも起こるのではないかなと私は思っております。

そういった意味でも、また最近ニュースで子供の声を騒音と捉えている方もいらっしゃる、寒河江にはあんまりいないと思いますけれども、そういったものを考えても、地域の子供が多く通っている保育所というものは、地域の人からも非常に愛される場所だと思いますので、そういったところもぜひ検討していただきたいなと思います。

続きまして、通告番号7番、コロナ禍の影響を大きく受けた子供たちへの対策について質問をいたします。

コロナ禍になって、もう3年であります。以前の一般質問でも申しあげましたが、私たち大人は、こういう年もあると、ある程度納得できるんですけども、子供たちにとっての3年間は本当に大きくて、中学校や高校の新生は友達の顔を見ないまま、この春卒業することになります。

この3年間、今、議場にいる私たち大人が、小学校、中学校、高校で過ごしてきたときと全く違う、部活ができない、文化祭ができない、修学旅行に行けない、給食は真っすぐ前を向いて黙食。ずっと我慢の思い出の少ない学校生活になってしまったのではないかと胸が締めつけられる思いです。

9月の一般質問で渡邊議員が、仙台育英高校、須江監督の「青春はすごく密」という言葉を披露されておりましたけれども、あの言葉は、教育、学校現場の状況が痛いほど伝わる、心に響くものであり、密になることができなかった子供たちがこの3年間でなくしたものは計り知れないと私も思っております。

国立成育医療研究センターでは、これまで7回ほど調査をしており、ストレス反応を示した子供は初回の調査から全体の70%以上と一貫して高い数字で推移しております。また、学校に行きたくない子供が38%に上ったこと、小学校高学年では16%、中学生では24%、高校生では30%に中程度以上の鬱症状があることなども調査によって明らかになっております。

さて、皆さんはランドセル症候群という言葉をご存じでしょうか。自分の体に合わない大きさや重さのランドセルを背負って通学することにより心と体に不調を来し、通学自体が憂鬱になることを表す言葉です。

学校に行きたくないと感じるものは、精神的な問題はもちろん、コロナ禍になってランドセルがさらに重くなったという物理的な問題も大いに関係していると私は思っております。

学校用水着大手メーカー、フットマークが今年11月1日に発表した調査結果によりますと、小学生の93.2%が「ランドセルが重い」、保護者の89.5%も「ランドセルが重過ぎる」と感じております。ランドセルの平均重量は4.28キロで、昨年度の3.97キロより増加。ちなみに小学校低学年の平均体重は約25キロとのことなのです。

で、4.28キロの荷物を体重80キロの大人で計算すれば13.7キロに相当します。皆さんが2リットルペットボトル7本を毎日背負って学校まで往復歩くことを想像すれば、小学校低学年の子がどれだけ毎日体に無理をかけているのか分かるかと思います。

最新のアメリカ小児科学会の研究発表では、子供の健康を損ねないバックパック、これはランドセルですけれども、その重さは体重の15%以下としております。しかし、3キロ以上のランドセルを背負っている子供は68.9%で、昨年の65.8%より増加、ランドセルが重いと感じている小学生のうち3人に1人が通学を嫌がった経験があり、3.5人に1人が通学時に肩や腰、背中など体の痛みを訴えたことがあるとのことでした。

この原因として考えられるものは、まずは教科書の重さが増えたことにあります。一般社団法人教科書協会発行の「教科書発行の現状と課題」によりますと、各社平均で2005年度が4,857ページだったのに対し、2020年度は8,520ページと15年間で1.7倍になっております。全ての教科でページ数が増えている上、英語や道徳が必修化し、教科も増えたことが要因であります。加えてタブレットや水筒など、コロナ禍で荷物が増えました。

私の長男は、第3子ですけれども、小学3年生なんです、長男のランドセルは私でもずっしりと重く感じますし、この重いランドセルに月曜日だと上履き、体育着、給食エプロンが加わり、ただでさえ月曜日は気持ち的に足取りが重いのに物理的にも重くなり、休み明けなら、休み中の課題、絵の具、習字道具まで加わりまでするので、休み明けの憂鬱な気分、気持ちに拍車がかかると思います。

もちろんこれまで対策が考えられてこなかったわけではなく、文部科学省も2018年9月、教育委員会に対して、登下校時の荷物を少なくし

て生徒の負担を減らすため、使わない教科書やノート、副教材などを学校に置いていくこと、いわゆる置き勉を認める画期的な事務連絡を出しております。しかしながら、全国の実施状況を見ますと、この置き勉には、地域、学校あるいは担任によって差があるようです。

そこで、寒河江市の小中学校における置き勉の状況及び指導について伺います。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 教科書等を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉についてですけれども、議員御指摘のとおり、平成30年9月、文部科学省初等中等教育局教育課程課より「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡が出され、日常的また学期初めや学期末についての配慮の工夫例が示されたところです。

今年度の市内小中学校の状況を申しあげますと、小学校1年生から中学校3年生までの全ての学年において、ランドセルや荷物等が重くなり過ぎないように配慮を講じております。内容としましては、小学校では国語と算数については教科書等を基本的に持ち帰ることとし、その他の教科の教科書、資料、教材については必要に応じて持ち帰ることとしております。

中学校においても、家庭学習に必要な分を持ち帰ることとし、その他は置いていっていいということにしています。

また、議員が御指摘されている休み明けの配慮についてですけれども、小学校では荷物が増えないように担任が声がけをしたり、運動着や内履きなどは前の週の使用頻度を考慮しながら持ち帰りを検討したりしています。

さらに中学校では、家庭学習のために持ち帰るものを生徒本人が判断しているという学校もあります。

今後も児童生徒の健康、安全面を第一に考えるとともに、児童生徒自身が持ち帰る荷物について見通しを持つ力や判断する力を身につけることができるよう、学年の発達段階に応じて配慮、指導を行っていきたいと思います。

また、現在持ち帰りをしているものについても、例えば家庭学習で必要な場合、その教科書の必要なページをタブレットで写真を撮って、そして教科書は置いて帰るなどして、持ち帰るものの一層の軽量化を図ることができないか研究を進めるよう、教育委員会としましても学校に指導してまいりたいと思います。

○国井輝明議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、状況のほう、分かりました。大分その必要に応じてということと、あと中学生であれば生徒本人が判断をしてということで、ぜひそのようにして、できるだけ軽くしていただきたいということと、ただどうしてもその判断を個人だったり、もしくは担任の先生だったりに任せると、その人によって、もしくは学年、クラスによって物すごく差が出るということもあり得るかと思しますので、その辺は全体を見てきっちり指導していただければなと思います。

さて、ランドセルの重さでありますけれども、本来デジタル化が進めばランドセルは軽くなるはずですが、しかし現在は、先ほど申しあげたように、紙とタブレットの併用で、ハイブリッドのいいとこ取りである反面、重量的には二重の負担になっております。

今年9月16日の山形新聞に、全国及び山形県内でのデジタル教科書導入状況が掲載されておりました。昨年の3月時点では31だったのに対し、今年3月時点では292の自治体が全校導入しております。ちなみに山形県内では、最上、

大蔵、鮭川、戸沢、高島、白鷹、三川、遊佐の8町村が全校導入をしているとのことでした。

文部科学省が昨年、デジタル教科書は授業時数の2分の1未満としてきたこれまでの使用基準を撤廃したことが要因ではないかと私は推測しておりますけれども、とにかくこの1年で急増しております。

2018年に国井議長がデジタル教科書導入についてというテーマで一般質問を行っております。その中で取組状況を質問した際、教育長は「デジタル教科書を用いた研究、実践を行ったが、文部科学省指定終了後は、市内のどの学校でも行っていない。今後、デジタル教科書を導入する際は、電子黒板やタブレット、無線LANなどハード面の整備が必要となる。また、デジタル教科書のライセンス契約料も高額である」といった答弁をしております。

このときはまだコロナ禍前ですが、現在は各校に無線LANや電子黒板が整備され、児童生徒には1人1台タブレットが導入されており、授業でもだんだん紙からタブレットに移行しております。

また、デジタル教科書のライセンス契約料についても動きが出ております。国は、デジタル教科書の本格導入を見据えており、今年度、小学校5、6年生の1教科、これは英語になりますけれども1教科、そして中学校全学年の2教科分、これは英語と希望教科の2教科分の附属教材を含んだ学習者用のデジタル教科書の経費全額を無料にする実証実験を行っており、寒河江市もこれに参加しております。

紙のよさや健康面への影響も懸念されますが、デジタル教科書は図や文字を拡大したり、音声や動画の視聴や書き込みもでき、学習方法の広がり期待されております。

ハード面での整備が国主導によってなされた今、子供たちのランドセルを軽くする観点からも、今こそデジタル教科書について再度検討す

べきではないかと思いますが、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** デジタル教科書についてですけれども、デジタル教科書には、児童生徒が個人として活用する学習者用デジタル教科書、教師が電子黒板に投影して学級全体で活用する教師用デジタル教科書の2種類があります。

学習者用デジタル教科書は、議員御指摘のとおり、小学校5年生から中学校3年生を対象にした、国の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に寒河江市が申請し、無償で利用しています。

一方、教師用デジタル教科書は市単独の予算で、学校が希望する教科を配備しております。

具体的に申しあげますと、学習者用デジタル教科書は、小学校5、6年生において英語のほかに、国語、社会または道徳から学校ごとに選択して活用しております。

中学校では、社会の地理、歴史、公民を選択して活用しております。

また、教師用デジタル教科書は、小学校では国語、社会、理科、算数、中学校では社会、数学、理科から各学年で利用するものを選択して活用しております。

このように本市では学習者用と教師用のデジタル教科書を併用しているという現状です。

今後は国の実証事業との関連を図りながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの推進、そしてデジタル教科書の活用による持ち帰り荷物の軽量化についても研究してまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。国でも多分どっちがいいのか今の時点では指し示してはいないと思いますので、ただやっぱり今後を考えると、いろいろ経験も重ねていかなくははいけない。これは国だけではなくて、やはり受け入れている先生側等もありますけれども、そのため

に今回50億円ですかね、国全体としての補正予算等でこの事業を多分募集して、今うちでも手を挙げてやっているという状況だと思います。

2年後ですかね、小学校の教科書の全面改訂がありますので、多分それぐらいのタイミングで、私はデジタル教科書の一層の普及ということ国も方針として出してくるのではないかなと思うので、今、過渡期ではあるとは思いますが、今、過渡期だからといって、やはりこの二重の重さの負担を子供に強いているということは非常に心苦しいところもあると思いますし、また方針が示されて、すぐ、じゃあというふうに行けるとも限りませんので、ぜひこのデジタル教科書、そして今なっている教科書、特に今の紙の教科書は非常に安いという利点もあるわけですけれども、そういったところ、どちらのほうがいいのか、そしてデジタル教科書をしっかりと使うためにはどういう方法があるのかなどを、ぜひ今後も研究していただきたいと思います。

ランドセルなんですけれども、この重過ぎるという問題のほかに、近年は高過ぎるということも問題になっております。

これは本日、太田議員が一般質問で言ったとおりであります。ランドセルの購入の平均価格は、2006年は2万9,900円でした。2022年は5万6,425円と、ほぼ2倍になっております。

ランドセルの無料配付といえ、約50年前から実施している茨城県日立市が有名でありますけれども、今年話題になりましたのが、太田議員も紹介しておりました富山県立山町とモンベルがコラボした通学用バックパック、通称「わんパック」であります。

教育長の答弁にもあったとおり、村山市で児童の健康維持と子育て世帯の経済的負担軽減を図るためということで、次年度新入生に通学用のリュックサックを支給するという打出しを打っていますが、この「わんパック」が採用

されていると私は聞いております。

今回、私はランドセルを軽くするという点で論じておりますので、これについてはこれ以上はお話したしませんけれども、子供たちへの体の負担軽減、保護者の経済的負担軽減、そして6年間という長期にわたって使ってもらえて、形が残るものなので、私は市の子育て支援としては費用対効果の高い、とてもいい取組ではないかと思っております。

さて、ここからはランドセルではなくて、コロナ禍がもたらした子供たちへの最も大きな影響について質問させていただきたいと思っております。

子供が人前で発表できない、友達とうまくコミュニケーションできないといった、子供のコミュニケーション能力に課題を感じている保護者が7割以上いるといった調査結果や、子供たちの人間関係の形成が喫緊の課題であるという先生の意見、あるいは教育的、文化的なものに直接触れる機会が失われ、子供の認知能力の発達が低下しているという脳科学者の話など、様々な立場の方が今、子供たちに対して警鐘を鳴らしております。

私は、密になることができなかつた子供たちがこの3年間で失ったものは、今後の人生に大きな影響を与えていると思っております。

東京都ではこのたび「子供を笑顔にするプロジェクト」という事業を始めました。これは、コロナ禍により友達との関わりや行事などに様々な制約のある学校生活を送っている子供たちに、多様な体験活動を通じて笑顔になってほしい、友達と共に心を動かされる体験や思い出に残るような様々な機会を通じて前向きに感性を育てほしいと、学校単位で多様な体験活動の機会を新たに提供しているものです。

失った思い出を取り戻すことはできません。コミュニケーション能力を育む大事な時間を取り戻すこともできません。しかし、子供たちの笑顔を取り戻せるなら、子供たちの大事なコミ

ュニケーション能力を取り戻せるなら、これまでには行っていなかったことにも取り組んでいかななくてはならないのではないかと私は思います。

そこで、寒河江版子供を笑顔にするプロジェクトというような教育的、文化的なものに直接触れる、あるいは友達と一緒に体験するなどコミュニケーションを育むような、コロナ禍前までは行っていなかったような新事業を行わなくてはいけないのではないかとと思いますが、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒の学びも大きな影響を受けております。各学校では、そのような状況下だからこそ、児童生徒の健やかな成長のため、人との関わりや体験活動の一層の充実を図っているところです。

令和元年度から始まったさがえっこライフデザインセミナー推進事業では、職業講話や職業体験を実施し、児童生徒が自身の将来の生き方を考える機会としており、講師の職種も、製造業、サービス業、農業のほか、スポーツ選手や楽器演奏者など多種多様です。

そのほか、特色ある学校づくり推進事業、また、学校・家庭・地域の連携協働推進事業においても地域の方々を講師に招いて、農業や伝統芸能等の体験をしております。

今年度からは、3つの事業を統合したコミュニティ・スクール推進事業を立ち上げました。各学校が市からの補助金を活用しながら、児童生徒の実態や学校の特色に合わせた体験的な教育活動を展開しております。例えば、平塩の塩泉の水で塩造りの体験活動を行って、田んぼの学習で育てた米を炊いて、その塩をかけて食べるといったような、子供たちが学び、そして楽しめる活動を行っている学校もあります。

ほかにも、先日の新聞にも載っていただけ

れども、本市出身でソプラノ歌手、ユーチューバーのしおたんから、将来を考えるライフデザイン講話と歌をお聞きする機会を設定しているという学校もあります。

また、企画創成課の寒河江市地域づくり応援事業を活用し、落語家の三代目柳家東三樓氏より、落語の体験参加型ワークショップ「らくご d e あそぼ」を今年度は市内4つの小中学校で実施しました。

これらの体験活動で児童生徒が目を輝かせながら楽しそうに取り組む様子が見られたというふうな報告を受けるたびに、直接的に人と関わることや体験活動の有用性を感じているところ です。

これは、寒河江版子供を笑顔にするプロジェクトと言ってもいいかと思われますし、児童生徒にとって人間関係を形成する力や社会参画への意識の向上、自己実現を図ろうとする態度の育成を進める上でも重要な機会であると考えま す。

今後も各学校での子供たちが笑顔になれる体験活動の実施を教育委員会としても推進しながら、寒河江市の将来を担う子供たちの育成に努めてまいりたいと思います。

○**國井輝明議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 分かりました。

やっぱり今お伺いしたとおり、子供たちが実際に体験して目を輝かせる時間というもの是非常に大事だと思いますし、この3年間、その時間が非常に少なかったと思いますので、例えば学校単位で今そういうこともなさっているということであれば、今まで、例えば予算上1回しかできなかつたのであれば、じゃあ来年、再来年とか、この3年間を取り戻すような期間については1回ではなくて、じゃあ2回できるようにしようとか、そういった予算等をぜひ検討していただいて、この3年間で失ったものを少しでも取り戻せるような取組をしていただきたい

と思います。

特に私が危惧していることは、小学校の、例えば今3年生とかですと、1年生で入ったときから一切お友達と給食を食べていないとか、そうやってきたときに、この3年間そんな過ごし方をしてきて、じゃあ来年からどうぞマスクも取っていいですよ、黙食しなくていいですよといったときに、果たして、じゃあ私たちがその学校時代にしていたような過ごし方に戻れるかという、多分戻るとは非常に難しいと思います。この3年間でそういう意識づけをされてしまった子供が、じゃあ4年目の今、来年ですけれども、すぐ元のような活発な子供たちに戻れるかという、それは非常に難しいと思いますので、ぜひ、そういった体験を、言葉は悪いですがけれども、少しリハビリ的な感じになってしまうかもしれませんが、いつも以上にそういった事業を厚くしていただいて、子供たちの笑顔が戻るような取組をしていただければと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

月光裕晶議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号8番、9番について、5番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号8番、これからの農業について。

スマート農業についてお聞きします。

世界的投資家ジム・ロジャーズが、コロナでさらに有望視するようになった投資先として農業が挙げられるそうです。「農業で大もうけしたければ、まずは自分が農家になるべきだ。特に、日本では地方にたくさんの土地があると聞いている。人口は大都市に一極集中しており、地方の土地価格は下落している。コロナで少し

は地方に移動する人が増えるかもしれないが、とにかく田舎で畑を耕す人が必要なのだ」とジム・ロジャーズは言ったとされています。

日本の農業従事者の平均年齢は、全国的にも、山形県だけを見ても67歳を超えており、非常に高くなっております。世界規模でも農業に関心を持つ人は少ないようです。

アメリカでは、農業より広報やPRの勉強をする人たちのほうがはるかに多く、誰も農家にはなりたがらない。

さらなる問題は、世界の人口ピラミッドが高齢化しているために、将来的にもっと農業従事者が足りなくなることです。

日本は農業分野で技能実習生の外国人を受け入れておりますが、その数はまだ限定的で、人手不足を解消するような量とは言えません。そのため、人手不足解消には日本が得意なロボット技術をもっと活用すればいいと言われております。

ジム・ロジャーズは最後にこのような言葉で締めくくりました。「ロボット、ドローン、AIなどの最新テクノロジーを活用して農業にイノベーションを起こせば、日本人にとってのビジネスチャンスは大きくなる。将来、農家で働く者がランボルギーニに乗り始めたら、若者も農業に関心を持つようになるだろう」。とても的確で夢がある言葉だと私は思いました。

日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっております。

そこで、日本の農業技術に先端技術を駆使したスマート農業を活用することにより、農作業における省力、軽量化をさらに進めることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されております。

スマート農業の効果の一例として、ロボットトラクターやスマホで操作する水田の水管理シ

ステムなど先端技術による作業の自動化により規模拡大が可能になる。熟練農家のたくみの技の農業技術をICT技術により若手農家に技術継承することができる。センシングデータ等の活用、解析により、農作物の生育や病害を正確に予測し、高度な農業経営が可能になるなどがあります。

やはり人手不足や作業の効率化などの面から見ても、スマート農業の普及は必須であると考えます。

そこで、これまでのスマート農業の導入実績と、これからの導入推進についての対策をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 月光議員からスマート農業について御質問いただきましたが、これからの農業にとって、農作業の省力化、軽量化を進めていくことは、人手不足の解消や経営規模の拡大、品質向上などにつながる大変重要な取組であると認識をしております。

また、農作業の重労働を軽減することで、女性や高齢者の就労機会の増加でありますとか、AI技術の活用などにより知識や経験、技術力を補うことが可能となり、新規就農者の増加も期待できるとなるわけであります。

そういった中で、寒河江市のスマート農業の導入実績ということではありますが、今年度から市の単独事業でありますさくらんぼ作業負担軽減安全確保事業において、ロボット草刈り機の導入支援を開始して、今年6台に対して支援を行っているところであります。これは、一昨年、令和2年度よりロボット草刈り機の導入、実証を行ってきましたが、生産者にその効果が広まって、要望の声が高まったことから支援を進めてきたものであります。

このたび導入した生産者の方からは、「省力化や効率化につながった」「作業時間が削減されたことで他の作業に取り組むことができた」

と大変好評であります。事業の趣旨に沿った成果を得たものと考えているところであります。

ロボット技術やICTなどの技術を活用した農業について、生産者の方からは、「興味がある」「導入してみたい」などの声も多く出されており、関心が大変高まっているものと認識をしているところであります。

寒河江市におきましては御案内のとおり、寒河江市デジタル戦略計画において、LPWAの導入、検討を掲げているところでありますが、このLPWA、ロー・パワー・ワイド・エリアというものは、文字どおり低消費電力で広範囲のデータ通信を可能とする無線通信技術でございます。農業分野においても、圃場の環境モニタリングや水田の水管理など様々な活用の可能性が期待できるわけであり、導入、検討を進めているものでございます。

市といたしましては、農産物の高品質化や農作業の効率化を図ることができる新たな技術研究、それから情報収集、提供を進めていくとともに、生産者の皆さんの声をお聞きしながら、耳を傾けながら、今後ともスマート農業の推進による農業振興への取組を一層進めていきたいと考えているところであります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** こういった技術は日々進化するかと思っておりますので、ぜひこれからも情報収集をしていただいて、そして分析していただいて、寒河江市でも導入できるようなものがあればぜひ御検討いただければと思います。

次に、気候変動による影響についてお聞きします。

日本は、北海道、本州、四国、九州の比較的大きい4つの島とそのほかの小さな島々で構成されております。その形は南北に長いので気候が多様で、それぞれの地域に適した作物が栽培されています。それら特定の地域で生産、収穫された特産物として各都道府県を盛り上げる重

要な文化の1つです。山形の場合は、さくらんぼやラ・フランスがそうでしょう。もちろん世界でも、それぞれ土地の風土を生かした特産物が生産されています。

先日、ニュースで地球温暖化の影響で取れる魚の種類が変わってきているとありました。これは農作物にも当てはまることで、これまで育てられた作物がうまく栽培できなくなる事例が出てきているようです。

平均気温が10度くらい上がるならまだしも、1.5度上がったところで何が違うのだろうかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、人の体温が1度上がれば体に変調を来すように、地球の平均気温が1度上がるだけでも大きな気象の変化が起こるのです。

気象庁と東京大学、国立環境研究所の共同研究グループが、温暖化が及ぼす影響をシミュレーションしたところによりますと、今後、平均気温が1度上がるだけで、国内の猛暑日発生回数は年間で1.8倍に増えることが分かったそうです。

そのほか、降水量や積雪量にも影響が出ています。強い雨が增加しているのに、雨が降る日は減少している。つまり、集中的に大量の雨が降るようになったのです。

真夏日や猛暑日の増加、大雨の増加、積雪量の変化は私たちの生活にも影響を及ぼしますが、農作物にも多大な影響を与えています。

先日、農家の方とお話をしているときに、今年の6月の猛暑で紅秀峰が駄目になってしまったということをお聞きしました。やはり寒河江市でも異常気象も含めた気候変動の影響はあるのかもしれない。

そこで、市内の作物の品質や収穫量などの変化について、どのような影響が出ているのか、お伺いいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** もちろん気象条件というものは

農作物に大変な影響があるわけでした、本市の特産品であるさくらんぼも例外ではなく、逆に影響を受けやすい作物の一つかもしれません。

議員からは昨年の6月の猛暑ということでお話がありましたが、実は今年の6月下旬後、猛暑でありまして、さくらんぼ果実のうるみや萎縮果が発生をして、収穫のロスが多い状況になったところでもあります。特に紅秀峰では、6月23日の初出荷後からすぐに気温30度を超える日が続いて、果実硬度が低下し、傷み、うるみ果が多く、品質低下が見られたところでもあります。収穫量についても、山形県発表の令和4年度状況によりますと、高温障害による影響などで平年比95%程度であったということでございます。

また去年は、先ほどもお話にありましたが、さらに凍霜害により着果量が少なく、着色不良による品質の低下も見られたところでもあります。収穫量は、まれに見る凍霜害の影響により平年比68%程度で、平年を大きく下回る結果になりました。

一方、水稻につきましては、日照不足や長雨による生育不良、それから台風による倒伏などの影響が懸念されるわけでありませけれども、平成30年度に日照不足からの登熟不良により作況概況がやや不良となったものの、それ以降については平年並みからやや良という状況が続いているところでもあります。

農作物全般において、高温あるいは低温、日照不足、台風に伴う大雨や暴風、大雪など様々な天候により影響が表れるわけでありませけれども、特に近年は気象状況によって大きな影響を受けているという感じがいたしますが、より一層、生産者の努力とその労苦が報われるような施策を我々は進めていく必要があるということを感じているところでございます。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、去年と申しあげましたが、今年の間違いでございました。ありが

とうございます。

地球の温暖化は、すぐにどんと上がるわけではないですが、確実に影響が出ているということは今の市長の御答弁で分かりましたので、ぜひこれからも対策を検討していただきたいと思っております。

その対策についてですが、今できる対応策については、各地で様々な作物が育てられているため、その作物に合った対応策があるかと思っております。

例として、その中で比較的広範囲で作られているお米、この対応策を私、少し調べさせていただきました。将来予測されるものとして、米のさらなる品質低下と収量への影響、降雨パターンの変化が米の年間生産性にも影響を及ぼすであろうと言われております。

これに対し、新潟県では品種改良などの長期的対策はもちろんやっておりますが、その一方で、目の前で発生する異常高温の影響を低減する工夫も行っているそうです。稲を過剰に生育させないための肥料や水の管理、フェーン現象が起きそうなときに、田んぼへの緊急かん水、生育状況に応じた収穫などがあります。

神奈川県では、夏の高温による肥料切れを抑えるために適量の追肥を実施、高温による障害を防ぐために水のかけ流しを実施、水稻の生育状況及び作業管理について、適宜ホームページで情報提供を行い、異常気象の際は対応について情報提供や指導を実施しているようです。

やはりそれぞれに対応策を練っているようですが、私はそれだけでは十分とは思いません。水稻というぐらいですから、水の管理は重要であります。

2年ほど前に平塩地区の区長さんとお話をさせていただく機会がありました。平塩地区の水田に水を引いているうぐいす堰という堰があり、ここが豪雨などで補修をしなければいけないようなところが出てきている。今はまだ大丈夫だ

が、もし土砂崩れなど起きてしまえば、田んぼなどは水が引けず、どうすることもできないような状況になってしまうとのことでした。

実際、私もその年の雪解けを待って、農林課の職員の方と一緒に見に行かせていただきましたが、こんな山奥のところから水を引いているのかとびっくりした記憶があります。土砂崩れが起きそうな場所は何か所もあるでしょうし、もし土砂崩れが起きてしまえば、なかなか重機も入れないような山奥ですから、本当に農家の方には大変なことになってしまうと感じました。

今、日本各地でその地域によった対応策を取ってはおりますが、寒河江市では今現在作付されている農作物に対して、どのような対応策を考えておりますでしょうか。また、平塩地区を例として挙げましたが、インフラ面における対応策も併せてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まず、異常気象の対応策ということではありますが、さくらんぼの里でありますから、さくらんぼについて対応策などをお話ししたいと思いますが、御案内のとおり昨年、凍霜害ということで大きな影響があったわけですが、有効な対策の一つとして散水氷結法というものがあるわけです。スプリンクラーで水をまいて、水が凍るときに発生する熱を利用して、花芽の枯死、枯れることを防止する方法と、こういうことであります。設備をするのにも経費がかかるということもあって、散水のための井戸の掘削でありますとか、スプリンクラーの設置に対して支援などを行わせていただいているところであります。

一方、お話にありました水稲に関してですけれども、県の西村山技術普及課を中心にして水稲技術対策会議というものが開催されております。生育ステージ別に気象状況や調査圃場での生育状況を調査して、栽培管理方法や刈取り時期などを検討しているところであります。

行政、農協、生産者が連携をして、生産管理の情報を共有しながら、その年の状況に見合った栽培管理方法を実施することで良質米の生産を図って、気象の影響を最小限にするべく対策が行われているところであります。

また、インフラ面の状況についてでありますけれども、平塩地区の水路と同じように、山間地区の水路の管理については、地元の方も御苦労されているとお聞きしているところであります。通常、地元組織による日常的な水路の管理や軽微な修繕などについては、多面的機能支払交付金でありますとか、中山間地域等直接支払交付金など、国の施策であります日本型直接支払制度を活用していただいているわけでありませう。

また、豪雨でありますとか、融雪などにより災害が発生した場合の復旧作業などについては、事業規模が大きなものになりますので、市や県、甚大なものは国からの支援によって災害復旧事業として取り組むことになることがあるわけですね。

議員からございました平塩地区のうぐいす堰につきましても、地区内の耕作地を潤す重要な歴史ある農業施設であると認識をしておりますが、施設の老朽化や地形に加え、管理組織の高齢化と減少など、特に災害発生時の復旧に関しては課題の多い状況にあるとも聞いているところであります。

市といたしましては、施設の状況を把握するための現地調査、現地視察などを行っておりますけれども、うぐいす堰をはじめ水稲に重要な用水の確保については、地元の皆さんと連携をして、その支援策を今後とも検討していきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** そういった水路は、その地区の農家の方にとって生命線なわけですので、ぜひ地域の方としっかりと情報交換を

していただいて、改修などそういったもので必要なことがありましたら御検討いただきたいと思っております。

やはりその地域の方も高齢化してきているということは自分たちも分かっているんですけど、でも、今それがいつ起きるか分からない土砂崩れなんか、そういったものにはやはり不安があるようで、なかなか先がそんなに長くないので、あんまり強く要望できないというお気持ちもあるようですので、ぜひそういったところも酌み取っていただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

農作物に影響が出ている地域では、全く別の作物や気温に合った違う品種を栽培する動きが見られております。

愛媛県はかんきつ類の栽培が盛んで、その中でも温州ミカンが最も多く作られています。しかし、近年の平均気温の上昇により高温障害が発生する事例が多発するようになったので、夏場の高温にも強いタロッコという品種のかんきつの産地化が進んでいるようです。

宮崎県では温暖化を逆手に取り、亜熱帯性果樹のライチの生産振興が進められています。

栽培技術の向上も一因ではありますが、温暖化によって、沖縄県で栽培されていたゴーヤが福島県で、沖縄のマンゴーが和歌山県で栽培されるようになった事例もあります。気候が変わったことで新しい作物の栽培が可能になり、新しい特産物が生まれることは地域活性化にもつながるでしょう。

農業は高齢化や担い手不足といった脆弱性を抱える一方、適応すれば新たな名産品が生まれる利点もあります。しかし、そのためには長期的な見通しと戦略が不可欠であります。しかし、そうすることで、これまで当たり前食べてきた特産物が近い将来なくなってしまう、旬を大切に食文化や郷土料理にも影響を与えるデメリットもあります。

そこで、作付品目変更や品種改良なども視野に入れた気候変動に対するお考えをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 地球温暖化によって気温の上昇、それに伴う農産物の産地の変化などがマスコミなどでも話題になっているわけでありますけれども、県内でも酒田市にあります県庄内総合支庁産地研究室においてスタチの試験栽培が行われております。かんきつ類の中でも耐寒性があり、庄内の気候に適応性が高いことから、北限のスタチとして生産振興を図っていると伺っているところであります。

寒河江市におきましても、以前は温度不足による渋抜けの不安定さから栽培が困難であった甘柿が品種によっては栽培可能となって、東北でも珍しい柿刈りが行われているところであります。

また、温暖化による影響として、高温による水稻の登熟障害、果樹の着色不良、野菜、花卉の品質低下、病害虫の発生などが懸念されているわけでありますが、本市にあります県の園芸農業研究所をはじめ、県農業総合研究センターでは、農作物の高温耐性品種の開発やかんきつ類など団地化作物の導入の検討と併せて、既存作物についても気候変動や地球温暖化に対応した栽培技術の開発を進めているところであります。

さくらんぼについても、結実安定技術、高温障害、凍霜害回避技術、着色向上技術などが研究されております。このような技術研究成果などを参考にして、本市の気候、風土に適合する品種、作物を模索しながら、今後ともさくらんぼの里を前面に掲げながら、さくらんぼの生産支援、ブランド化、そしてさくらんぼに一層こだわったまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○月光裕晶議員 これに関しては各自治体でいろいろな考え方があり、新しい作物をやはり進めていくというところもあるかとは思いますが、今、市長の御答弁では、さくらんぼでそれをどうにか栽培技術などを改良していつて進めていくとおっしゃいましたので、実は私も、ぜひそうしていただきたいかったというのがあります。

変な話、うちの本山のほうでも、寒河江市のさくらんぼはおいしいと、すごい言われまして、年々、送ってくれという声がちょっと多くなっておりまして、そんなに多くなるのも困るんですけれども、やはり寒河江のさくらんぼがなくなってしまうというのはすごく困りますので、ぜひなくさない方向でといいますか、新しい作物もいいんですけれども、今あるさくらんぼの里寒河江のさくらんぼをぜひ守っていつていただければと思います。

次に、通告番号9番、防災の取組についてお伺いいたします。

しばはし防災ネットワーク事業の評価についてお伺いいたします。

先日、柴橋地区自主防災会連絡協議会、通称しばはし防災ネットワークに出席させていただきました。私が出席させていただくのは4回目ですが、協議会自体は何度もやっているようです。

出席させていただいて、率直な感想ですが、ここまで防災意識が高くなっている地域というのはほかにはないのではないかと感じました。そして、同じ柴橋地区の住民としてびっくりしました。それには令和元年10月13日の台風19号の被害が関係しているようです。

そのときは、柴橋地区公民館を避難所とする警戒レベル3であり、4家族9名が公民館に避難しておりました。反省点として、初めて市の発令があったものの、地区全体の行動は、災害のない地域という慣れや安心感が優先し、かつ深夜であったこともあり、地区民の動きがほと

んどなかったのが現状であった。そして、各区の自主防災会長としても、事の重大さの認識と行動にばらつきがあったというものでした。

そして、改めて有事に際し協力し合い、情報交換を密にして、かつ統一した行動が大事であると再認識したようです。

そこから何度も協議会や幹部会での協議やワークショップを重ね、令和4年8月23日に、指定避難所の具体的なレイアウトの協議によるワークショップが開かれました。各班ごとに、受付から避難滞在場所までの動線の確認、地域ごとに誘導していくのか、1人当たりのスペースの大きさ、車で避難してきた場合に駐車場はどのように使うのか、体育館以外の部屋をどのように使うのか、ペットを連れてきた人をどうするのか、けが人はどうするのか、別室にしたほうがいい人たちはどのような方がいるのかなどを検証し、そして見えてきたことをまとめ、発表し合い、役割分担を決めました。

そして10月8日、しばはし防災体験デーとして、柴橋小学校の4年生とその保護者と共に、災害発生から避難所運営までを実際に体験、実施しました。この防災体験では、ただ避難所に避難してくるだけではなく、徒歩で学校に集合する際、道のりに危険が潜んでいないかを確認したり、起震車で地震の体験をしたり、消火訓練を体験したり、防災のクイズや謎解き、ワークショップをしたりと、子供たちが楽しめる内容となっております。

その理由に、事業目標として、1、参加者全員が災害について興味を持ち、「防災は自分たちで」という意識を向上し、自ら対処行動を考えることができるようになること。2、日常生活から防災を意識した行動を取ることができるようになること。3、試験的に避難所を運用することで、有事の際に慌てずに避難所運営ができることがあるからです。

その結果、体験後のアンケートでは、9割以

上の児童が「防災について興味を持った」「楽しかった」と回答しております。このような取組は寒河江市内でも初めてのことで、地域住民による避難所の運営の訓練、子供も含めた防災意識の向上など多くの利点がある取組だったのではないかと思います。

まず、このしばはし防災ネットワークの先進的な取組について、どのような評価をされているのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** しばはし防災ネットワークについての評価ということであります。柴橋地区におきましては、地区内7つの自主防災組織の連絡協議会というものを平成28年に設立されて、各種の事業に取り組んでいただいていると聞いております。今年度は、指定避難所運営に関する理解と組織体制をテーマとして、講師を招いて、役員約30名の方がワークショップなど複数回開催をして、避難所開設時における自主防災組織の体制や役割、市との連携などについて話し合いを行って、地域の方々の防災意識の向上と災害時に備えた取組を行っているところでもあります。

今、御質問にもありましたが、この10月には地域と小学校が一体となった防災体験デーとして、実践的な避難所開設訓練や避難グッズの確認などを親子で体験する事業を実施していただきました。こうした取組というものは、子供の頃から防災意識を持っていただく観点からも大変有意義な事業であると私どもも認識をしているところでもあります。

基本的に、災害時の指定避難所の開設、運営というものは市が主体となって行っていくということになるわけでありましてけれども、地域の皆様の協力というものは不可欠であります。このたびの柴橋地区のこのような取組は大変、市にとりまして心強く思っているところでもあります。

来年度以降についても、可能な範囲で事業を継続していただいで、地域防災力の強化につなげていただければと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 確かに、私も参加させていただいて、防災について考えることも増えましたし、すごく身近に感じられたということがありました。それと、やはり危機意識というものが芽生えたような感じがします。

それと何と云っても、やはりやってみなければ分からない問題というものもたくさんありますので、本当にこれは私も参加させていただいてよかったなと思っているところであります。

次に、今後このような取組を普及することについてお聞きしたいと思います。

この訓練後に、しばはし防災ネットワークは柴橋地区公民館避難所運営ガイドラインを作成しました。内容はとても細かく、先ほども言いましたが、特に役割分担と作業内容に関しては、体験訓練をしないと分からなかったであろう部分がたくさんあります。

そして、訓練後にはアンケートも実施しており、一部紹介させていただきますと、「どのように行動すべきかの指針を学べた」「訓練の積み重ねが重要だと思った」「地域、小学校、消防団が一体となって取り組んだ今回の事業は、参加した皆さんにとって非常に有意義な取組になった」。そのほかにも反省点なども出ております。「車椅子の方は最初から別室に移動させるのではなく、本人に聞いてからどうするか決めてもよかった」「地区ごとに受付をしたが、全て本部に集約することから、地区ごとの受付は意味がなかった」など多くの意見や感想などが出ております。

しかし、これはあくまでも柴橋地区の避難所運営ガイドラインやアンケートであります。同じ寒河江市内でも地域によって起こり得る災害

の種類は変わってくるでしょうから、その地域ごとにガイドライン等は必要になってくるかと思えます。

今後このような取組は各地区にも普及しなければならぬと思えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、避難所に関する基本的な考え方や、業務に従事する職員の役割などを示した寒河江市災害対策本部避難所運営マニュアルというものを作成しております。災害時などには、このマニュアルに基づき避難所を開設、運営することになるわけでありませう。

先ほど御紹介のありました柴橋地区の公民館避難所運営ガイドラインでありますけれども、自主防災会としての具体的な役割や、実際の建物の間取り、スペースなどを考慮して避難者の受入れ体制などが記載されているわけでありませう。きめ細かな内容となっております。

先ほど議員からもありましたが、各地区の避難所については、それぞれ立地条件とか受け入れる人数なども違うでしょうし、地域の実情に即したガイドラインなどの策定というものはやっぱり大変有効なものではないか、必要なものではないかと考えているところであります。

このたびの柴橋地区の取組については、新聞で紹介をされたり、また市報でもお知らせしているところでありませう。他の地区、地域からも問合せなどをいただいていると聞いています。

市といたしましては、このような先進的な取組事例などを様々な機会を通して情報発信をして、各種事業の実施につきましてもバックアップしていきたいと思っております。

そういったことで、今回の柴橋地区の取組を各地域においても参考にさせていただいて、取組を進めていただければなと考えているところで

あります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはりいつ起こるか分からないことですので、起きたときの混乱をいかに最小限に抑えるかということはずごく重要なところになってくるかと思っておりますので、ぜひ各地区で、問合せがあるということがずごくうれしかったんですけれども、そういったところがあればバックアップをしてくださるというお話でしたので、そういった柴橋地区の取組というものをもっとほかの地区にアピールしていただければ、もっと皆さんの各地区の防災意識が上がるのではないかなと思っておりますので、今後ともよろしくお聞きしたいと思います。

次に、弾道ミサイルの避難訓練で見えてきた課題についてお聞きします。

先月29日に寒河江市南部地区にて弾道ミサイルの飛来を想定した避難訓練が行われました。県内では5年ぶりの訓練だそうです。その日の夕方のニュースや次の日の新聞などには大々的に取り上げられておりましたが、その中で、「避難場所を周知しておくことが必要。多くの人はどこに避難したらいいか分からないのではないか」とありました。若い方から年配の方まで、やはりミサイルは気にしているようです。

先日にも回覧文書で、弾道ミサイル落下時の行動について示してはくださっているのですが、いつ飛んでくるかも分からない今日この頃でございませうから、訓練からまだ日が浅く、お聞きするのも申し訳ないとは思いますが、この避難訓練で見えてきたことなどありましたら教えていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 弾道ミサイルを想定した避難訓練であります。このたびの訓練につきましても、弾道ミサイルに係る情報が伝達された場合に、迅速かつ適切な避難行動を取るための訓練を行うということと、適切な避難行動の啓発を

図るということを目的に、国、県と共同で去る11月29日に実施をしたところであります。

当日は、南部小学校の児童、それから教職員の皆さん、それから南部地区の住民の方々、そして寒河江第二幼稚園の園児の皆さんなど合わせて約480名の方から参加をいただいて、弾道ミサイル発射のJアラート放送後にそれぞれ避難行動を取っていただいたところであります。

訓練の後に参加した方からお聞きした意見や感想について若干申しあげますと、「ミサイル発射時にどのような避難行動を取ればいいのか知らない人が多い」、それから「避難先となる施設を周知してほしい」、それから「これまでの避難訓練と違い、大変貴重な体験となった」などの声があったところです。

なお、当日、参加者にアンケート調査を実施しているところでありまして、現在国で集計作業などを行っております。結果については、今後の取組に生かされるものと考えているところでもあります。

この訓練で見えてきたことという御質問であります。先ほども申しあげましたが、参加者の方からの御意見などにもありましたけれども、弾道ミサイル発射時の具体的な避難行動や避難所をさらに継続して周知していく必要があると認識をしたところでもあります。また、この避難訓練、学校の休み時間に行ったということですが、例えば大人が近くにいない児童生徒の登下校時などにおいてJアラートが発出される場合などもあるわけですので、具体的な避難行動について、市、校長会で情報共有を行っておりますけれども、今般の避難訓練内容などについては各学校にお知らせして、子供たち自身による身を守る行動につながるよう努めていかなければならないと考えているところでもあります。

御案内のとおり、弾道ミサイルの発射から着弾までの時間というものは数分間ありますから、それぞれの場面に応じた速やかな対応が求

められるわけでありますので、日頃から危機意識を持って冷静に行動できるように、このたびのような訓練の積み重ねが大変重要ではないかと思っているところでもあります。

市といたしましては、引き続き有事の際の避難行動や避難施設などについて周知を重ねていくとともに、様々な危機を想定した訓練などについて、関係機関、それから市民の皆様の御協力をいただきながら実施していかねばならないことを考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** やはり実際に自分がその立場になってみないと危機意識というものは芽生えないもので、今回その南部地区の方というのは訓練をやったことで、避難行動、避難場所もきつと分かってくださったと思うんですよ。

今回、国がやった避難訓練ですので、そう今回もぼんぼんできるわけではないでしょうから、ぜひ市でも、あまり大がかりにはできないとは思いますが、ミサイルを想定した避難訓練なども少しやっただけければ、情報として周知することもいいんですけれども、やっぱりその方たちに訓練をやってもらえれば、さらに行動ですとか、避難所を理解していただくためには、そういった訓練が一番なのかなと思いますので、市でもやっただけけるように御検討だけお願いしたいなと思っております。

いつ何が起こるか分からない世の中でありますから、ただ、やはり気候変動なども含めて徐々に徐々に、諸行無常でございますので、変わっていております。ぜひ、そういったことに関してアンテナを張っていただいて、適切な対応を取っていただきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

では、私の質問は以上でございます。

安孫子義徳議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号10番から12番までについて、4番安孫子義徳議員。

○**安孫子義徳議員** 寒河江創生会の安孫子です。今年最後の質問者となりますので、よろしくお願ひいたします。

早速、通告番号10、スポーツの力で本市のブランド価値を高め、活力を。

スポーツ振興における行政の役割について、市の認識について質問いたします。

F I F Aワールドカップも、アルゼンチン対フランスの決勝戦を残すだけとなりました。このワールドカップでの日本の活躍も記憶に新しいものです。決勝トーナメントでは惜しくも敗退してしまいましたが、予選リーグでは強豪のドイツ、スペインを破り、予選リーグ1位での通過、またゴールラインでの1ミリメートルの奇跡には、最後まで諦めないプレーに、日本全体に夢と希望と感動を与えたのではないのでしょうか。

このようにスポーツには、経済効果、プロモーション効果、健康の推進など多くの効果があることは皆様御承知のとおりです。オリンピック・パラリンピック、ワールドカップなど、見るスポーツとして様々、国際スポーツ大会を応援していますと、スポーツの持つ影響力を改めて認識するところです。

そうしたスポーツに幼少期から取り組むことは、生涯にわたってスポーツを継続する生涯スポーツの入り口であると思います。

本市では、「スポーツでつながるまち寒河江人の和 地域の輪」を基本目標に寒河江市スポーツ推進計画が策定され、スポーツに親しむ環境や基盤づくり、生涯スポーツの推進、競技力向上、スポーツを通じた地域活性化に取り組む、スポーツ人口の拡大や技術的向上、多様なスポーツイベントなどに取り組んでいるとしています。

スポーツ振興において、市が積極的に推進し

ていくことは大変重要なことであると私は思っております。そこで、スポーツ振興における市の役割について、どのような認識かお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツ振興における市の役割については、ニーズの多様化などスポーツを取り巻く社会情勢の変化に合わせて、市民がスポーツに親しむための事業や施設等の基盤整備を進め、スポーツに関する情報発信を充実すること、さらにはオリンピック・パラリンピックなどの大規模イベントにおいて注目された競技なども活用しながら、スポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図ることが大切だと考えます。

スポーツ振興に係る主な施策については、新第6次寒河江市振興計画、第2次寒河江市教育振興計画、そして先ほど議員から御指摘ありました寒河江市スポーツ推進計画に掲げる4つの基本方針が柱になるものと考えます。

その1つ目は、市民一人一人が身体の状況やライフスタイルに応じて気軽にスポーツに取り組む仕組みづくりです。幼児から高齢者各層に対応すべく、関係機関との連携や支援を進めてまいりましたが、生涯スポーツとして人気の高いウオーキングや、障がい者も一緒に楽しめるスポーツの普及を進め、さらに若い世代の新しいニーズへの対応を加えて取り組んでいるところであります。

2つ目は、トップアスリートを生み出す競技力向上につなげる取組の推進です。市スポーツ協会ほか関係機関と連携した競技者対象のクリニックや、指導者育成事業等を開催、支援し、また全国大会出場者等への激励金交付事業によるアスリートへの支援も行っております。

3つ目は、スポーツ活性化につなげるためのスポーツ環境の整備と充実です。スポーツ団体の組織強化と安定運営のための支援及び安全、

快適にスポーツ活動が行えるよう、体育施設の計画的な整備を進めているところであります。

最後に4つ目は、本市の自然環境や多彩な資源を生かした、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化の推進です。現在は残念ながら新型コロナの感染状況を見ながらとなっておりますけれども、スポーツと観光等が連携したスポーツツーリズムを加え、まちづくりの観点も踏まえながら多角的に推進しているところであります。

この4つの基本方針を柱に実践していくことが、スポーツ振興における市の役割と認識しております。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 認識について伺ったわけですが、先ほど渡邊議員の質問でもスポーツツーリズムということで、先ほど言ったようにFIFAワールドカップが今現在行われております。皆さんもきっと見たと思いますけれども、心に残るスポーツとして、見るスポーツとして感動する。また、スポーツツーリズムのような身近にできるスポーツ、また、もっと身近なスポーツ、例えば、何でもいいですけれども、場所を借りてすぐできるようなスポーツ、そういうスポーツの在り方というものはすごく大事で、やはりこれは行政が担っていく役割というものはすごく大きいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、スポーツ基本法に基づく行政の役割について質問いたします。

これまで文部科学省のスポーツ・青少年局が中心となってスポーツ施策に取り組んできたことと思いますが、平成23年にスポーツ振興に関する法律、スポーツ基本法が制定され、平成27年にスポーツ庁が発足し、スポーツに関する環境は大きな変化を迎えました。

このスポーツ基本法には、前文において、全ての国民が自発性の下で、おのこの適性に

応じ、公正な環境下でスポーツに親しみ、楽しみ、また参画する機会が確保されなくてはならないと述べられています。

国民がスポーツをする権利が明確化され、国及び地方公共団体は、スポーツに関する施策の策定と実施する責務を有することが定められました。このスポーツ基本法に基づく市の役割について御見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** スポーツ基本法には、第4条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、第7条には「国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない」とされています。

そして、第10条には、都道府県及び市町村の教育委員会は、国のスポーツ基本法を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるように努めるものとするというふうにあります。

これらのことを踏まえて、市の、先ほど申しあげました上位計画等との整合性が図られたスポーツ推進計画を策定し、スポーツ団体及び民間事業者等と相互に連携を図りながら、その計画に沿ったスポーツの振興策を推進することが役割であると考えております。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 先ほどの質問と何かダブるようではありますが、スポーツ基本法に基づく市の役割というものはお答えいただいたわけですが、市として基本法に基づく役割をどれだけ果たされているのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 評価につきましては、令和

2年度に行われたスポーツ推進計画の中間見直しのときに、寒河江市スポーツ推進審議会でご審議いただいております。このような各種計画の進捗状況に対する御意見等が客観的な評価になると考えております。

市スポーツ推進計画の前半5年の成果と評価としましては、屋内多目的運動場、これはチェリーナさがえですけれども、これが多くの皆様に利用され評価を得ていることや、最上川寒河江緑地グリバーさがえにおけるトライアスロンほか水上スポーツによる活性化も成果の一つとされております。

また、競技力向上やスポーツイベント等の多彩な取組、スポーツを推進する組織整備などにより、計画中間期の体育施設の合計利用者数やイベント等への参加者の増加傾向なども評価をいただいております。

さらに、市教育事務評価委員会により毎年、事務事業に対する点検評価を受けておりますけれども、多くの市民がスポーツに親しめる事業運営やイベント等の創意工夫に対するさらなる期待も含めてということであると思いますが、これも一定の評価をいただいていると認識しております。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 評価についてお話を伺ったんですけれども、それに対してのもちろん課題というものはあると思います。その課題と今後の解決に向けた取組について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 近年の生活環境の変化が、便利さが増している一方で運動不足につながっているというようなこと、それからグローバル化の進展、その他によって、経済、労働環境の変化が勤労者のストレスの増大にもつながっているのではないかと感じられます。

さらに、少子高齢化が進む中、延びていく平均寿命に対し、健康に生活できる期間とされて

おります健康寿命をいかに延伸し、平均寿命との差を縮めていくかということが、これは大きな課題であると思います。

このような中、心身の健康を保ち、健康寿命を延伸するためには、市民一人一人が健康の保持増進に努め、継続的にスポーツなどに取り組むことが大切であり、そして、それはまた地域コミュニティの醸成や地域活性化においても重要であると考えております。

社会の成熟に伴い、市民の価値観も多様化しております。先ほど議員から御指摘ありましたように、スポーツはするだけではなくて、それを見る、そして支えるという形など、様々な形で楽しみ、支え合う環境を整えることが必要となってきていると思います。

また、現状ではこれらに加えて、感染症対策や安全対策の徹底、新しい形態のスポーツ振興など多角的な取組の必要性が高まっていると認識しております。

これらの課題解決のためには、様々な形態でのスポーツへの取組や参加を促すために、最初の一步のハードルを低くすることや魅力的なスポーツ関連事業の展開が重要であると考えます。

市スポーツ協会をはじめ関係団体との連携を強化し、市民の皆様がスポーツにより一層親しむことができるよう努力していきたいと思ます。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** ありがとうございます。今お聞きしたキーワードに、少子高齢化、そして健康寿命、そして運動不足、ストレスというお話をいただきました。

次の質問に行かせていただきます。生涯スポーツとして気軽に誰でも楽しめるターゲットバードゴルフ推進についてです。

スポーツ環境の変化が生じている今、スポーツ庁により第3期スポーツ基本計画が策定され、そしてスポーツを「つくる / はぐくむ」とい

う視点、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」という視点、スポーツへ「誰もがアクセスできる」という3つの視点が盛り込まれ、スポーツの価値が改めて示されました。

寒河江において平成5年にターゲット・バードゴルフ協会が結成され、現在の寒河江市スポーツ協会に加盟し、誰とでも楽しめるスポーツで交流し合う目的で活動が続いているようです。会員数は32名、年齢は20歳代から80歳代までの多世代にわたり、比較的新しい種目であり、経験豊かで技術をすっかり身につけた80代の会員が技術を披露すれば、慣れない会員は手ほどきを受け、その技術の習得のため練習を積み、奥深いこのスポーツに学ぶ楽しさを見いだしています。

協会の事業として4回の大会を実施し、参加者は身につけた技術を確認する試合となっているようです。その楽しさはさることながら、同じスポーツを同じルールで、時には特別ルールを取り入れながら交流し合う多世代のコミュニティとしての特性を持ち合わせています。

大会の場所は最上川ふるさと総合公園で、指定管理者のふるさと公園管理運営企業体に趣意書と利用届書を出し、認可の上、実施し、今年で29回目となる寒河江市スポーツレクリエーション祭は当初から競技団体として参加し、大会会場を西根公園の指定を受け実施しています。

しかし、日頃、会員や体験者の練習活動場所は最上川ふるさと総合公園で、指定管理者からは「県の管理下にある公園であり、占有的に使用することは許可はできない」ということで、6から10人ほどのプレーヤーは周囲の訪問者に配慮しながら練習を行っているようです。

組織の練習場所が公園であり、他の訪問者からは苦情を受ける可能性もあることから、市の管理する公園や運動広場で日常的に練習、活動できる専用지를設けることができないか伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 昭和63年に、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツレクリエーション活動を楽しみ、交流を深めることを目的として開催された全国スポーツレクリエーション祭が皮切りとなって、生涯スポーツとしてのスポーツレクリエーション競技が全国各地に広まったとされています。

ターゲットバードゴルフについても、その一つとして普及し、本市においても、先ほどありましたように協会が設立され、現在も市スポーツレクリエーション祭に参加されるなど活動が続けられ、幅広い年代が楽しめる競技として親しまれていると認識しております。

ターゲットバードゴルフは、バドミントンの羽根をつけた樹脂製のゴルフボールをゴルフクラブで打ち、上部が傘を逆さにした形のホールへのホールインまでの打数の少なさを競うスポーツですけれども、ゴルフ経験者はもとより未経験者でも親しみやすく、それぞれのレベルで楽しめる奥の深い競技であると同っております。

さて、その練習場所等の確保のこととなりますと、公園等の施設管理者の判断に委ねるところとなりますけれども、教育委員会としましては施設管理者に対して、利用者がそれぞれの目的に沿った円滑かつ安全な利用が推進されるよう提案や働きかけを行っていききたいと思っております。

また、ターゲットバードゴルフ競技をはじめとする身近な生涯スポーツの魅力の発信や健康づくりとしてのアプローチなど、さらなる普及啓発にも力を注いでまいりたいと考えております。

○**国井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** お答えいただきましたけれども、専用地を設けるようにしてはいかがかと質問したわけですが、全くそのことには触れただけでなかったというか、公園の管理者で

あるとか、そういうのを感じ取っているんですけども、やはり練習場所というものは大事というか、先ほど教育長が、誰でもどこでもできるですか、いつでもどこでも誰でもスポーツができるということに対して、やっぱりそういう環境をつくっていくことが大事だと思っています。

公園管理者である市長の意見なども本当は聞きたいわけですが、寒河江市のスポーツ協会に属している協会で、この「ゴルフ」とつくものが3つあるんですね。まずはパークゴルフ協会、あとグラウンド・ゴルフ協会、このターゲット・バードゴルフ協会で、1つは、パークゴルフは最上川ふるさと総合公園内に専用の施設があります。また、グラウンドゴルフに関しては、中山町のひまわりグラウンド・ゴルフ場だと思います。そこに48ホールぐらいですかね、私も何回か遊びに行ったことがあるんですけども、随分広いところでグラウンドゴルフなんかもやっております。また、寒河江市のチェリーランド河川公園の多目的広場でグラウンドゴルフなんかは専用に使っているような状態です。見かけるところでは。

やっぱりターゲットバードゴルフというのは、そういう施設さえない。私の知る限りでは、西川町の月山ダムの下の公園にあります。ただ、今は開いているのかちょっと分かりませんが、随分昔にそこにターゲットバードゴルフ、先ほど教育長が言っていた、こういう傘のあれを設置していたような気がします。

ぜひそういう練習場所とか、できる環境をつくっていただいて、身近に感じられる生涯スポーツとしてできればと思っています。よろしくお願いします。

続いて、通告番号11、追加の緊急経済対策事業について。これは先ほど渡邊議員の緊急経済対策について御答弁いただいているわけですが、私の質問は少しだけ視点が違うことを

理解して御答弁していただけるかと思っていますので、よろしくお願いします。

新型コロナ感染症につきましては、吉村知事がさきの記者会見で表明したように、誠に残念ながら第8波に突入してしまったと言わざるを得ません。1日当たりの新規感染者数は11月22日に過去最多の2,207人となり、直近でも2,000人を超えている状況になっております。

寒河江市当局においては、これまで市民の命と健康と生活を守るための感染症対策や緊急経済対策を迅速に実施していただきました。まずはこれらの多大なる御尽力に対し、心より敬意を表するところであります。

私は今年の第2回定例会において、感染拡大期と減少期を繰り返す新型コロナウイルスの感染症の特性を踏まえた今後の経済対策について質問させていただきました。具体的には、市内商工業者に対して、感染拡大期には支援金や協力金の給付支援や感染防止対策の助成を発動し、感染減少期には適切な感染防止対策を講じた上で、プレミアム商品券発行事業の消費喚起策などをあらかじめ策定するなどパッケージ化しておけば、適切な時期に適切な対策の発動が期待できるということです。

市長も、「感染の拡大期、減少期など感染動向を想定して、あらかじめその時々々の感染状況に即した適切で迅速な対応を機動的に講じていけるようにしておくことが大事である」とおっしゃっていただきました。

現在、第8波の感染拡大期に突入し、夜型の飲食店を中心に再び厳しい状況にさらされており、廃業、閉店する店が目立ってきました。

また、コロナ禍の影響が長期化する中、世界的な物流の混乱や半導体などの資材の品薄に加え、エネルギー価格の高騰等が企業経営を圧迫するとともに、幅広い業種に影響が及んでいます。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻はさらなるエネルギーや資材などの原材料の調達コ

ストの上昇や不安定を招いています。地域経済活動へ重大な影響を及ぼしております。

これらの状況に対して市では、原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金を発動しております。事業者の声をお聞きすると、特に小規模な事業者からは、利益率の減少の計算方法が複雑で分かりづらいとか、どうして売上げ減少が条件ではないのかという声をお聞きしますし、工業団地の企業のような規模の大きな規模企業からは、事業規模に応じた給付金額になっていないとの声もお聞きします。

政府の令和4年度の補正予算が成立いたしました。その恩恵を市内商工業者が受けるのはまだまだ先であると思います。国、県、市の役割分担は理解できますが、現在再び苦境にさらされている市内事業者に対し、最も近い事業者に市当局において迅速に手を差し伸べるべきと考えます。

今後もしばらく新型コロナウイルス感染症は感染拡大と減少を繰り返していくと思います。物価高騰も長期化すると思います。これらの状況を踏まえ、追加の緊急経済対策をパッケージ化して発動する準備を進めるべきと考えますが、その準備を含め、市長の御見解を伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 安孫子議員から、緊急経済対策についてパッケージ化して追加実施についての考え方ということで御質問いただきましたが、コロナ感染症の対応については、様々な制限の緩和、それから全国旅行支援も開始されるなど、本県経済動向も緩やかにではありますが、持ち直しているとされているわけでありませう。

しかしながら、3年目になりますと、人々の行動も大変、感染状況に敏感に反応していくということになっておりまして、特に御指摘のとおり、夜の飲食店については大変厳しい状況が続いているのではないかと思います。

また、ウクライナ侵攻、それから円安の影響

等によるエネルギー価格や物価高騰の影響によって、これから本格的に冬を迎える市民生活にとっても、経済活動が回復し切れていない商工業者の皆さんにとっても、さらに厳しい状況が続くのではないかと懸念しているところでもあります。

本市におきましては、先ほど来、御指摘ありましたが、7月の臨時議会で、さらには9月の定例会で緊急経済対策事業ということで、各般の事業を展開するための補正予算を迅速に議会で議決をいただき、対応させていただくことができました。

今後このような経済対策については、市民の生活や事業者の経営を下支えするという必要かつ不可欠な施策であると認識をしているところであります。

先ほど議員からは、事業者の皆様からの声ということで御紹介がありましたが、原油価格物価高騰等影響緩和一時支援金について、先行して県で同様の事業が行われてきたわけでありませうけれども、その際、売上げ減少を対象とした内容となっております。ところが、コロナ禍での巣籠もり需要や行動制限緩和に伴う人流増加に伴い、売上げはある程度増加したんだけれども、物価高、燃料高、原材料費の高騰によって利益率がマイナスに転じているという声が多々あり、それを反映して、寒河江市の場合は利益率減少に着目をして、関係団体の御意見なども踏まえて内容を検討し、実施してきたところであります。

確かにそういうふうにしますと、申請手続において利益率減少を求める計算となっていくことによって複雑な点があったのかと思いますが、我々としてはできるだけ公平、公正な制度運用の観点から実施をしているところでありますので、この点については大変御理解をいただければなと思っていますところでもあります。

また、事業規模に応じた金額になっていない

のではないかとということでもあります。確かにそうだとも思います。このたびの支援金については、利益率減少要件をできるだけ低く設定して、より幅広く多くの皆様にその支援が行き渡るような内容とさせていただいたところでもあります。

そういう意味で、多くの皆様に、言葉の表現はあれですけれども、広く薄く給付させていただいたところでもありますので、その点は実態に合っていないのではないかと御指摘もあるわけですが、御理解いただければなと思っております。

それから、あしたからですかね、プレミアム商品券第2弾を販売することになりましたが、その内容などについては、寒河江市の緊急経済対策事業実行委員会の皆様と何度かにわたって検討をさせていただいて、今回の内容とさせていただきます。

議員から、今後の追加の緊急経済対策についてはパッケージ化し発動する準備を進めるべきだという御指摘をいただきました。御指摘のとおりだと思いますし、先般9月議会でも様々なメニューをパッケージ化して、補正予算として上程をさせていただいて、議決をいただきましたが、市といたしましては今後とも新型コロナウイルス感染症の状況でありますとか、社会経済情勢の変化を想定しつつ、これまで数次にわたって緊急経済対策を行ってきました。そういう蓄積されたノウハウなども生かしながら、限られた財源を有効に活用すべく、国や県の支援内容、さらには産業団体も含めた関係団体等からの御意見、御要望も踏まえて、時々に応じて迅速かつ効果的に支援していけるように常に、先ほどの渡邊議員の御質問にも申しあげましたが、臨戦態勢で準備をして、対応を進めていくことにしておりますので、御理解賜りたいと思います。

○国井輝明議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 ありがとうございます。

先ほど、ちょっと計算が難しいのではないかとというのは、私がやって、ちょっと本当に難し過ぎてできなかった。これはどこかに頼むしかないなと思って、日々、夜の町を歩くと、こだな難しいの出すなとお叱りを受けるんですね。私も分からないので、それは商工会に行って聞いてくださいとか、そういう答えしかないものですから、なかなか、何でこんな難しい計算の方式にしたのかなというつもりでちょっと質問させていただきました。大変丁寧な御答弁ありがとうございました。

続いて、通告番号12、寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の効果と課題について質問させていただきます。

令和2年3月に制定された寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の効果と今後の課題について質問させていただきます。

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、その基本理念を定め、市中小企業と商工会、金融機関及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に制定されました。

条例の構成としては、基本理念、市の責務、施策の基本方針、市民の理解及び協力、税務上の措置で構成されております。いみじくもこの条例が制定された時期に合わせて新型コロナウイルス感染症の猛威が振るい始めましたが、この条例の基本理念のとおり、市中小企業者、商工会、金融機関、市民がそれぞれ協力し、課せられた役割や責務を果たしながら、新型コロナウイルス感染症の猛威に立ち向かっており、文字どおり条例制定直後から条例制定の真価が問われておりますが、当局におきまして条例制定の効果と課題について現時点でどのようにお考えなのか、市長の御見解をお伺いします。

○国井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員から御指摘のとおり、本来であればこの条例については、現在のようなコロナ禍、あるいは物価高、エネルギー高の状況下ではなくて、平時における市内事業者の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の発展と市民生活の向上に資することを目的として制定したということになるわけでありませけれども、議員のお言葉を借りますと、逆にと申しましょうか、コロナ禍、あるいは物価高の内容の状況の中でも立ち向かって、それぞれ、市、それから中小企業者、小規模企業、商工会、金融機関、市民などが連携をして、役割を果たして地域を動かしてきたとも理解をしているところでもありますので、広い意味では、その趣旨は満たしているのではないかと考えております。

条例制定の成果と課題ということですが、本市におきましてもこうした厳しい状況の下で、中小企業者向けの各種の経済対策などを実施してきたわけですが、市商工会や金融機関とも連携をして、運転資金需要に対応するための迅速な無利子・無担保融資などが行われてきました。また、商工会を窓口にも各種給付金などの支給申請と併せて、中小企業者に寄り添った経営相談や融資相談などを積極的に行ったことによって、商工会への加入促進にもつながっている点などは成果の一つではなかったかなと思います。

それから、何度も申しあげて恐縮ですが、プレミアム商品券事業などについては、その趣旨について理解をしていただいて、市民の皆さんが消費者として、地元店舗での商品券購入、サービス利用などによって地域経済の活性化に役割を果たしていただいたのではないかと思います。

また一方で、ウィズコロナでの販路拡大、販路開拓に向けた施策の展開、それから事業承継などの促進というものがやっぱり課題、あるいは必要になってきているのではないかと思います。

すので、引き続き関係機関と連携を図りながら、この分野の施策の充実などについては検討していかねばならないと考えているところであります。

○國井輝明議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 ありがとうございます。

若干古いデータではありますが、寒河江市商工会の上部団体であります全国商工会連合会が取りまとめた、全国の市町村における小規模企業振興に関する市町村条例制定後、具体的な効果があった事例として、①小規模企業振興に関する補助事業、助成金、基金等の創設や拡充、予算の増額、そして商工会への加入促進について効果があったと回答しております。

私は、この条例に規定されている市中小企業者、商工会、金融機関、市民各層のさらなる機能強化への支援、特に寒河江市商工会への支援強化が必要であると考えます。

市長は第2回定例会における私の質問に対して、「寒河江市の中小企業の振興、それから経済対策に関する施策を実施していく際には、商工会の存在なくしてはできないと思っております。そういう意味では、欠くことのできない組織だと思えます」と御答弁いただきました。

他県の事例ではありますが、愛知県日進市の小規模企業・中小企業振興条例では、小規模企業者、中規模企業者、大企業の全てに、小規模企業等の振興における中心的な役割を果たす商工会への加入等により、相互に連携及び協力するように努めるものとして規定されております。

なお、この条例の逐条解説によると、商工会は地域唯一の総合経済団体であり、小規模企業等の経営改善等の活動に取り組む商工会への加入、その活動への参加に努めるものとしますとあります。

なお、日進市は人口9万人ですが、管内の商工業者数や小規模事業者数、会員数は寒河江市

と同じ規模です。

今後、他県の先進事例等を含め、寒河江市商工会から条例に対する課題について意見を聴取しながら、条例の改正について検討を進めるべきと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 条例の中でも、中小企業、小規模企業者などに寄り添って支援を行う商工会は特に重要な存在であるという認識は変わっておりませんし、前回答弁した内容の認識と同じであります。

商工会については、地域の商工業者を中心に、幅広い業種の事業者が会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体でございます。

また、国や都道府県の経営改善普及事業などの中小企業施策、特に小規模企業施策の実施機関として、小規模企業等の抱える様々な経営課題に対して、事業者に伴走して支援を行う役割を担っていただいているところであります。

厳しい経営環境でありますので、こうした対応が改めて見直され、会員数の増加と組織率のアップ、そして事業継続の原動力になっていると認識をしております。

さきにも申しあげておりますけれども、本市の中小企業等の振興や経済活動に関する施策の実施について、寒河江市商工会は欠くことのできない大変重要な組織であります。今後とも、市としても緊密に連携して取り組んでいくということが必要であります。そういった意味で、御指摘あるいは御質問の点などについては、今後、商工会とも十分意見交換を行っていく必要があると考えているところであります。

いずれにいたしましても、市内中小企業、小規模事業者の事業継続と、地域経済を下支えする商工業者の団体である商工会の活動がさらに円滑に、そして発展していくように、引き続き支援の充実について検討していきたいと考えて

いるところであります。

○**國井輝明議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** ありがとうございます。

商工会はもちろんですけれども、商工会はやはり商工業者があっての商工会であります。要するに、そういうお店とか商工業者がいなくなったら、本市も商工会もなくなるわけですから。ぜひ、令和2年ということのできたばかりの条例ですけれども、今後、市内の商工業者によりよい条例になるように検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

散 会 午後2時58分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年12月20日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 國井輝明 | 議員 | 2番 | 太田陽子 | 議員 |
| 3番 | 鈴木みゆき | 議員 | 4番 | 安孫子義徳 | 議員 |
| 5番 | 月光裕晶 | 議員 | 6番 | 後藤健一郎 | 議員 |
| 7番 | 渡邊賢一 | 議員 | 8番 | 古沢清志 | 議員 |
| 9番 | 佐藤耕治 | 議員 | 10番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 11番 | 阿部清 | 議員 | 12番 | 沖津一博 | 議員 |
| 13番 | 荒木春吉 | 議員 | 14番 | 柏倉信一 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 伊藤正彦 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|----------------------------|------|----------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 児玉憲司 | 選挙管理委員会 委員長 |
| 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長 | 武田伸一 | 企画創成課長 |
| 小泉尚 | 財政課長 | 安彦絵美 | 税務課長 |
| 大江幸範 | 市民生活課長 | 東海林恒 | 防災危機管理 課長 |
| 武田新二 | 建設管理課長 | 伊藤孝 | 上下水道課長 |
| 志鎌重美 | 子育て推進課長 | 今野育男 | 学校教育課長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 堀和敏 | 総務係主事 |
| 古谷駿幸 | 総務係主事 | | |

議事日程第3号

第4回定例会

令和4年12月20日(火)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
- 〃 2 議第60号 令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)
- 〃 3 議第61号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 〃 4 議第62号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〃 5 議第63号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 6 議第64号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 7 議第65号 寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第66号 「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について
- 〃 9 議第67号 臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
- 〃 10 議第68号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 11 議第69号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 12 議第70号 市道路線の認定について
- 〃 13 質疑
- 〃 14 予算特別委員会設置
- 〃 15 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

れより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ

議案上程

○國井輝明議長 日程第1、議第59号令和4年度

寒河江市一般会計補正予算（第10号）から、日程第12、議第70号市道路線の認定についてまでの12案件を一括議題といたします。

質 疑

○**國井輝明議長** 日程第13、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）に対する質疑はありますか。沖津議員。

○**沖津一博議員** グリバーさがえの復旧工事について、お伺いしたいと思います。

今年の8月初旬の大雨で無残な姿になりました。地元の住民としては一日も早い復旧工事を願っているところであります。しかしながら、このグリバーは一昨年度も同じような災害があって、たしか1億円ぐらいのお金で直して、幾ばくも使っていないで、また今年の災害ということで、地元の人としては早い復旧を願っているわけでありませけれども、またこのような災害がいつ起こるかも分からないということで、多額の税金を使うわけでありませから、その辺を、どいなんだと。例えば来年、再来年あたり、二、三年後にまたなったときにまた直す、おっくりそういうことをしていくのではちょっといかがなものかと言う人もいなくもなく、最近増えているわけでありませ、その辺の今後のことについて、先のことは誰も分かるわけではありませんが、市の考え方としてはどのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 武田建設管理課長。

○**武田新二建設管理課長** おはようございます。

ただいま御質問のございましたグリバーさがえにつきませは、このたび補正第10号で災害

復旧ということで、復旧工事の予算をお願いしているものです。

また、今後というふうな部分につきませ、この補正予算の同じく第10号になりますけれども、公園事業というふうなことで、グリバーさがえについて、災害に強い施設づくりとして、浸水を受けた場合の土砂の撤去、排除のしやすさ、同時に素早く水を入替することなどについて計画をするための委託の予算の計上もしているところだす。以上よろしくお願ひいたします。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** それでは、8款の1,050万円の件だすが、この金額は何をするためのものになるのだすか。少し具体的に教えていただきたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 武田建設管理課長。マイクをもう少し近づけてお願ひいたします。

○**武田新二建設管理課長** 1,050万円につきませは、具体的に申しますと、グリバーさがえの多目的水面広場の排水をしやすくする。それによって土砂を、通常管理の中と申ひますか、そういった中でしていけないかという対策の計画、あともう一つが流木という問題もございませ、そこに対しては今現在、国土交通省に御相談なんかもさせていたひしているところなんだすけれども、そういった対策について計画をしていくものございませ。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 最初の質問だすが、私の言い方が悪いのかどうなのか、うまく伝わっていないのか分かりませんが、あまり答えになっひていないのかと思ひます。

私は、地元としては早い復旧を願っているわけだすが、一昨年あった災害がまた今年もあって、また来年起きるとも再来年起きるとも分からないような状況で、災害が起きるたびに今後もそういった取組をずっと続けていくの

か。将来的には何か別なことを考えていく必要もあるのではないかと思うわけでありませけれども、その辺の見解について、どのように今現在考えているのかお聞かせいただきたいということでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** グリバーさがえは御案内とおり、河川敷の中なわけですよね。そういう意味で、河川敷というものは、水が上がったときに浸水するというんですかね、そういう状況になる可能性がある場所なわけで、2年前にもなって、今年もなってということでもありますから、これからは50年に1度とか100年に1度の単位でなくて、ある程度頻繁にそういう状況が来るということを想定しながら、さらに、せっかくここまで整備をしてきた親水公園ですし、南部の地域の皆さんから大変、御支援、御協力もいただいて、御利用いただいている地域ですから、そういう意味では、今回2回目の復旧という形でさせていただきますし、また先ほど課長からも答弁申しあげましたが、今後そういう状況になったときの被害をできるだけ少なくする、後の処理を容易にするという取組なども計画をさせていただいているわけでありませ。

そういう状況を見ながら、できるだけ、議員御指摘のように、これからも被害を極力少なくして、そして地域の皆さんに親しまれる公園、親水エリアとして我々も管理をしていく、そういう状況をいろいろ考えていきたいと考えております。

○**國井輝明議長** よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第61号令和4年度寒河江市下水道事

業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第63号地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第64号寒河江市市税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ここでしか聞く場がないということで、ちょっと私の意見も踏まえてお尋ねしたいと思います。このたびの消防団の条例の一部改正、これは8月19日に開催された議員懇談会で説明を受けた寒河江市消防団のビジョンの概要等々も踏まえた中で、報酬に関する条例を上程されているわけでありませますが、今現在の、消防団のこれまでの取り巻く環境というものを踏まえると、的を射たものであると評価をさせていただきますが、8月19日の開催の折にも私は申しあげましたが、消防団の課題というようなことで示された第2節の中の(5)に施設整備等の充実というようなことが項目として挙がっておりました。

その説明の中にも、あっちこっちの、分かりやすく言えばポンプ庫のこと、詰所に関する部分になるわけですが、大体、築50年以上も経過している施設が多々あるというようなことで、一体的にこの施設整備も今後の検討課題だとい

うようなことをうたっております。

そういう意味で、このたびの条例に対して直接の関係はと言われると、非常に難しい点もあるかもしれませんが、私の考えとしては、これは詰所等々の設備も、消防団の改正ビジョン等々踏まえて一体的に進めるべきではないかというふうに思います。

分かりやすく言うならば、医療分野なんかで考えると、救急医療の部分が広域の消防本部かなど。また、慢性期という言葉がいいかはとにかくとしても、長期にわたってフォローをする役割が消防団なのかなと思います。

よって、消防団の施設、詰所等々に関しては、今現在の予算体系からいけば200万円しかないというようなことで、実際に整備するというようなことになる、50年以上も経過している施設が多々出てくる中でということ踏まえますと、最低でも1,000万円は計上しないと、なかなかその整備もおぼつかないというようなことを聞いておりますし、また昨今の自然災害等々が100年に1回的なものではなくて、3.11なんかを見ても分かるとおり、1,000年に1回的な大きな災害がしょっちゅう頻繁に出てくる。当然のことながら、その対処をする消防団も長時間にわたってその対応をしていかななくてはいけないということを踏まえた中での詰所であり、ポンプ庫というようなことになってくると思いますので、その辺の根本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回、消防団ビジョンの策定ということで進めてきたわけでありましてけれども、その中で、いろいろ地域の皆さん、あるいは消防団の皆さんからもアンケートなども取らせていただいて、その中で考え方などを整理させていただいて、今議会に、その報酬、手当の部分について上程をさせていただいておりますが、ビジョンの中にも、先ほど柏倉議員からもあり

ましたが、各消防団分団の施設、詰所の整備などについても、やはり随分、装備品などが多様化している、あるいは充実をしている中で、その詰所の規模あるいは役割などもさらに大きくなっているという状況があって、その充実をしていかななくてはならないと。老朽化しているということもありますし、そういうことでありますので、現在、補助制度なども用意をしているわけでありまして、確におっしゃるように、100万円、100万円、200万円という形で今、補助制度をつくっているわけでありまして、地域の消防団の皆さんからも、そういう補助制度の充実ということも大変、声として出てきているところでありますので、この消防団ビジョン、せっかく整備をさせていただいたわけでありまして、その支援制度、補助制度の充実などについても、来年度の予算編成過程の中で十分検討をさせていただいて、ビジョンの実現に向かって努力をしていきたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 意図するところは十分御理解いただいたと思いますので、新年度予算の編成もこれからというようなことだと思います。ぜひ今の市長の答弁のように進んでいただきますようお願いして、終わります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はあ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。木村議員。

- 木村寿太郎議員 議第69号についてちょっとお聞きしますけれども、今まで指定管理者としては山形環境エンジニアリングさんですか、そこがなっていたようですけれども、契約の仕方も議会にあって、2回続けてやったわけですが、急遽変更になったというのは、私はその内訳が、その流れがちょっと分からないものですから、どのような状況で、もちろん今までやっていた契約者が途中でお断りしたのか。それとも、新しくまた競争入札になったのか。その辺をちょっとお聞きしたいんですが、お願いいたします。

- 國井輝明議長 小泉財政課長。

- 小泉 尚財政課長 市民浴場の指定管理者の変更についてお答えいたします。

このたび、御承知のとおり市民浴場を新しくしているところでございますけれども、この際に、建設と、それから維持管理等も含めての公募ということで事業を進めてまいりました。そうした中で、建設と一緒に、建設工事も含めてセットでといいますか、そういった形で今回新たに公募者として選定されたということでございます。

- 國井輝明議長 木村議員。

- 木村寿太郎議員 ちょっと私もあまり経過がよく分からなかったんですけれども、ただ、そういうふうにした場合に、急にそういうふうに変更になったというようなことがあって、今まで2回の契約の中で何か不都合な点があったのか、話のできる範囲で結構でございますので、何かあったのか。ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

- 國井輝明議長 小泉財政課長。

- 小泉 尚財政課長 不都合になったとか、そういったことは一切ございません。

- 國井輝明議長 木村議員。

- 木村寿太郎議員 了解いたしました。また後ほど詳しくお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

- 國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第70号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

- 國井輝明議長 日程第14、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

- 國井輝明議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|-----------|---|
| 総務産業常任委員会 | 議第60号、議第61号、 議第62号、議第63号、 議第64号、議第65号、 議第66号、議第67号、 議第70号 |
| 厚生文教常任委員会 | 議第68号、議第69号 |
| 予算特別委員会 | 議第59号 |

散 会 午前9時50分

○國井輝明議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年12月26日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 國井輝明 | 議員 | 2番 | 太田陽子 | 議員 |
| 3番 | 鈴木みゆき | 議員 | 4番 | 安孫子義徳 | 議員 |
| 5番 | 月光裕晶 | 議員 | 6番 | 後藤健一郎 | 議員 |
| 7番 | 渡邊賢一 | 議員 | 8番 | 古沢清志 | 議員 |
| 9番 | 佐藤耕治 | 議員 | 10番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 11番 | 阿部清 | 議員 | 12番 | 沖津一博 | 議員 |
| 13番 | 荒木春吉 | 議員 | 14番 | 柏倉信一 | 議員 |
| 15番 | 木村寿太郎 | 議員 | 16番 | 伊藤正彦 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|------------------------------|------|----------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 児玉憲司 | 選挙管理委員会 委員長 |
| 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長 | 武田伸一 | 企画創成課長 |
| 小泉尚 | 財政課長 | 安彦絵美 | 税務課長 |
| 大江幸範 | 市民生活課長 | 東海林恒 | 防災危機管理 課 長 |
| 武田新二 | 建設管理課長 | 伊藤孝 | 上下水道課長 |
| 志鎌重美 | 子育て推進課長 | 今野育男 | 学校教育課長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|------|--------|
| 東海林茂美 | 事務局 局長 | 柏倉勝郎 | 局長 補 佐 |
| 堀和敏 | 総務係 主事 | 古谷駿幸 | 総務係 主事 |

議事日程第4号

第4回定例会

令和4年12月26日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第60号 令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)
〃 5 議第61号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第1号)
〃 6 議第62号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
〃 7 議第63号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
〃 8 議第64号 寒河江市市税条例の一部改正について
〃 9 議第65号 寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃 10 議第66号 「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について
〃 11 議第67号 臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について
〃 12 議第70号 市道路線の認定について
〃 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第15 議第68号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
〃 16 議第69号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
〃 17 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 18 質疑・討論・採決

- 日程第19 議第71号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
〃 20 議案説明
〃 21 委員会付託
〃 22 質疑・討論・採決
〃 23 議会案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

日程の追加

國井輝明議員の議員辞職の件

寒河江市議会議長選挙

議長就任の挨拶

日程の追加

寒河江市議会副議長選挙

副議長就任の挨拶

日程の追加

西村山広域行政事務組合議会議員選挙

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

日程の追加

議席の一部変更の件

再 開 午前9時45分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営

委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る12月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び議会案第5号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についての2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげ

ます。

本委員会に付託になりました案件は、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）であります。

12月20日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第59号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第59号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第4、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）から日程第12、議第70号市道路線の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第60号から議第67号まで及び議第70号の9案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第70号の審査を行い、その後、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第70号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民からのパブリックコメントでも寄せられていたが、市内だけでなく、市外企業の消防団活動に対する理解も重要だと思われる。これはどのように条例に反映させるのか」との問いがあり、当局より「消防団ビジョンの充実強化に向けた取組の一つに、消防団協力事

業所表示制度の周知と推進を盛り込んでいます。区域外の事業所でも表示制度に登録されている事例も多々ございますので、条例とは別に市独自の取組として、関係、所管する団体などを通じて制度への登録をお願いしてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「定数を831人から626人に205人削減しているが、実際にはどれぐらいの削減になるのか」との問いがあり、当局より「今年度、令和4年4月1日現在の実団員数は702人となっておりますので、実質的には76名減となります。何とか来年度以降も、新入団員の確保について消防団と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「物価がさらに高騰していくことも予想できるが、今後についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「今後、物価変動に伴い、契約約款に基づきまして、事業に支障のないよう、また品質確保を図るため、円滑に事業が進むよう協議しながら対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）、議第61号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第1号）、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議第63号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第64号寒河江市市税条例の一部改正について、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について及び議第70号市道路線の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号及び議第70号の9案件は原案のとおり可決

されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第15、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について及び日程第16、議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第17、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第68号及び議第69号の2案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第2号の1案件についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江温泉協同組合が指定管理者の候補者として選定された経緯を改めて確認する」との問いがあり、当局より「昨年度実施したプロポーザル審査委員会において伊藤建設グループが優先交渉権者として決定し、そのグループ構成員の寒河江温泉協同組合が公募なしで寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の選定基準に基づき選定されたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「おおむね願意妥当であるとは思いますが、意見書の内容については、幾つかの点について修正して提出する必要があると思う」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「意見書案の中で介護職の賃金を他産業と比較している部分について、他産業の定義が曖昧であり、具体的な金額の部分は削除すべきである。また、長時間労働に関する部分について、16時間を連続で働き続けなければならないと具体的な数字が記載されているが、これを削除すべきである」との意見がありました。

委員より「長時間労働に関する部分について意見書案に記載されている内容は現実としてあるものなので、修正を加えるとしても、それらの趣旨が伝わるようにすべきだ」との意見があ

りました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について及び議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第68号及び議第69号の2案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第19、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第20、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の出産・子育て応援交付金の創設に伴う妊婦、子育て家庭への支援を速やかに行うため、母子保健指導事業費の追加を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ3,838万3,000円を追加し、予算総額を264億8,613万1,000円とするものでございます。

以上、御説明を申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

○**國井輝明議長** 小泉財政課長。

[小泉 尚財政課長 登壇]

○**小泉 尚財政課長** それでは、私から議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)の詳細について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

14款2項国庫補助金は母子保健指導事業に係る国の補助金で、事業費の3分の2が国からの補助となります。

15款2項県補助金は母子保健指導事業に係る県の補助金で、事業費の6分の1が県からの補助となります。

18款1項基金繰入金は、このたびの補正の財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金残高は約14億3,000万円となります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

〔志鎌重美子育て推進課長 登壇〕

○**志鎌重美子育て推進課長** 続きまして、母子保健指導事業の歳出について御説明申しあげますが、初めに事業の概要について御説明いたします。

このたび国の子育て支援として、妊娠期から育児期までの切れ目ない伴走型の相談支援と併せた経済的支援、出産・子育て応援交付金の創設が示されました。

交付金支給の目的としましては、妊娠届の提出時から妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や育児などの見通しを立てるための面談や継続的に情報発信などを行うことで必要な支援につないでいくという相談支援の充実を図るとともに、妊娠届提出時と出生届提出後にそれぞれ5万円ずつを支給する経済的支援を一体として行うことにあります。

経済的支援の内容につきましては、妊娠届提出時に出産応援ギフトとして5万円を、出生届提出後に子育て応援ギフトとして5万円を支給するものです。出産子育て応援ギフトの対象となりますのは令和4年4月以降に出産した方で、この事業は来年1月中の開始を考えておりますが、事業開始時点での状況によって支給対象が異なります。事業開始時点において既に出産されている方に対しましては、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを合わせた10万円を一括支給します。また、既に妊娠届を提出している出産前の方及びこれから妊娠届を提出する方に対しましては、出産応援ギフト5万円を支給します。そして、事業開始後、今年度中に出産する方に対しましては、子育て応援ギフト5万円を支給します。

既に経済的支援として本市で実施しておりますさがえっこスマイル給付金にこのたびの出産

子育て応援ギフトを加えて、寒河江型ネウボラにおける相談支援体制の一層の充実を図りながら、子育て世代が安心して出産、育児ができるよう引き続き努めてまいります。

続きまして、歳出の詳細について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、事業を行う際の事務費でございます。

19節扶助費につきましては、さきの事業の説明で申しあげた出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして支給する経済的支援でございます。出産応援ギフトと子育て応援ギフトを合わせた10万円を一括支給する方の分として250名分を、出産応援ギフトの対象者分として200名分を、子育て応援ギフトの対象者分として40名分を見込んでおります。

なお、今年度は事業開始までの期間が短いことから、出産応援ギフト、子育て応援ギフトともに現金での支給といたしますが、今後はチェリンPayなどを利用した支給も視野に入れてまいりたいと考えております。

以上、母子保健指導事業について説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第21、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第71号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に対する質疑はありませんか。後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御質問、1点だけ申しあげます。

今回のこの合計10万円の給付ということで、これは各自治体が現金給付かクーポンか選べるということで、まずは、1月まで時間がなくて、これまでの令和4年度の対象者については現金で給付と。今後は、現金給付かチェリンPay等のクーポンかを検討するというではありません。

ただ、今年、10月までの出生数というのは全国で67万人と、統計を取り始めて以来初めて多分年間でも80万人を割るのではないかという非常に異常事態になっております。その上、粉ミルクとか紙おむつ等も値上がりしているという中で給付なので、非常にありがたいとは思いますが、子育て世代、特に新生児がいる世帯なんていうのは幾ら給付があってもすぐお金を使ってしまうので、私は、事務費をかけずに今後も現金給付をまず第一に検討してはいいのではないかと思うんですが、その点について、チェリンPayの場合だと何がメリット、現金給付だと何がメリットというこの点について検討されているのか、教えていただければと思います。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** チェリンPayを使うことに関しましてはまだ内部で検討段階でございますので、正しく申しあげることにはできな

いのですけれども、やはり市内の経済的な活性化ということと、あと使い勝手、そういったことを加味しまして、どちらがいいのかということも意見を頂戴しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** 令和4年度の4月から給付対象ということでさっきおっしゃっていましたが、給付するのが、実施するのが来年の1月から。その間に転入転出などそういったこともあるかと思えます。それと病気で亡くなられた方とか、そういった例とかもあるかもしれませんが、そういったことに関して詳しくお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** 転入転出等については、もちろん市民生活課のほうと連携を取りながら、あと国のほうからこういった場合の対応についても指示がございますので、それに沿って丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 何日時点で住所が寒河江市にあるとか、そういったものはまだ決まっていないということでしょうか。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** そういった具体的なことについてはまだ国のほうから示されておりませんので、今後指示があり次第、丁寧に対応してまいります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第23、議会案第5号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕御異議なしと認めます。よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。議会案第5号について質疑はありませんか。〔なし〕と呼ぶ者あり〕これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。〔なし〕と呼ぶ者あり〕討論を終結いたします。これより議会案第5号安全・安心の医療・介

護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時45分

- 伊藤正彦副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

- 伊藤正彦副議長** ただいま、國井輝明議員から議員辞職願が提出されております。お諮りいたします。この際、國井輝明議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕御異議なしと認めます。よって、國井輝明議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

國井輝明議員の議員辞職の件

- 伊藤正彦副議長** この際、地方自治法第117条の規定により、國井輝明議員の退席を求めます。〔國井輝明議員 退席〕
- 伊藤正彦副議長** それでは、提出されました辞職願を事務局長に朗読させます。
- 東海林茂美事務局長** 朗読いたします。令和4年12月26日。寒河江市議会副議長伊藤正彦殿。寒河江市議会議員國井輝明。

辞職願。今般、一身上の都合により寒河江市議会議員を辞職したいので、許可くださるようお願いします。

以上でございます。

○伊藤正彦副議長 お諮りいたします。

國井輝明議員の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 まず、許可すべきかどうかということに対しては、私はすべきでないというふうに思います。

その理由は何点かありますけれども、まず1つ目は、議長の任期というのは、議長選の表明の際に私も確認したわけですが、任期を全うするというふうなことで國井氏は議長になったわけであり。まずその点について、私も議員に対する約束を勝手に破ることになるのではないかというのが1点目。

あと2点目。高い倫理性を持ってこれから頑張っていくんだというふうなことも表明の中にありましたけれども、それとの矛盾があるんじゃないかというふうに思います。これは、議会の基本条例達成状況検証結果なども委員会の中でいろいろと討議してきたわけですが、やっぱり市民の代表者としてしっかりと約束を果たすと、そして高い倫理性を自覚するためさらなる研さんを積んでいくんだというふうなことを内外に示しているわけですが、それについてもどうなのかというふうにあります。

あと3つ目、最後になりますけれども、新聞のコピーをSNSで使ったということで実名報道がございました。こうした点については何か反省しているのかどうかですね。実名報道、山形新聞の切り抜きを自分のSNSに使ったということで、山形新聞社から警告というか受けているわけですが、最近それは私どもも知ってたわけですが、これについても議会の中で意思表示されていないというふうに思いますので、その点なんかも含めると、あまりに

も自分勝手に、そして議会に対する誠意というか、そういったものがみじんも感じられないというふうに思いますので、許可すべきかどうかというふうな点で今ありましたけれども、私は反対であります。以上です。

○伊藤正彦副議長 ほかに御異議はありませんか。この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時07分

○伊藤正彦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

國井輝明議員の議員の辞職を許可することについて賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

着席ください。

7対7の可否同数であります。

私は賛成いたします。ということで許可することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時27分

○伊藤正彦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○伊藤正彦副議長 ただいま議長が欠員となりましたので、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

寒河江市議会議長選挙

○伊藤正彦副議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を明確に記載の上、順次投票願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○**東海林茂美事務局長** それでは、私のほうから点呼を申しあげます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で御記入の上、投票箱に投票願います。

2番太田陽子議員、3番鈴木みゆき議員、4番安孫子義徳議員、5番月光裕晶議員、6番後藤健一郎議員、7番渡邊賢一議員、8番古沢清志議員、9番佐藤耕治議員、10番太田芳彦議員、11番阿部 清議員、12番沖津一博議員、13番荒木春吉議員、14番柏倉信一議員、15番木村寿太郎議員、16番伊藤正彦議員。

○**伊藤正彦副議長** 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番月光裕晶議員、9番佐藤耕治議員、14番柏倉信一議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 8票

無効投票 7票

有効投票中

伊藤正彦議員 8票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、私、伊藤正彦が議長に当選いたしました。

議長就任挨拶

○**伊藤正彦議長** 私から就任の御挨拶を申しあげます。

〔伊藤正彦議長 登壇〕

○**伊藤正彦議長** このたび皆様の御推挙により議長に就任いたしました伊藤でございます。

4か月間という短い期間ではありますが、誠心誠意議長職を務めてまいりたいと思います。円滑な議事運営等に皆様の絶大なる御協力をよろしく願いして御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時53分

○**伊藤正彦議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

この際、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

寒河江市議会副議長選挙

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を明確に記載の上、順次投票願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○東海林茂美事務局長 それでは、私のほうから

点呼を申しあげます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で御記入の上、投票箱に投票をお願いします。

2番太田陽子議員、3番鈴木みゆき議員、4番安孫子義徳議員、5番月光裕晶議員、6番後藤健一郎議員、7番渡邊賢一議員、8番古沢清志議員、9番佐藤耕治議員、10番太田芳彦議員、11番阿部 清議員、12番沖津一博議員、13番荒木春吉議員、14番柏倉信一議員、15番木村寿太郎議員、16番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番太田陽子議員、6番後藤健一郎議員、12番沖津一博議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 8票

無効投票 7票

有効投票中

木村寿太郎議員 8票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、木村寿太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村寿太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任挨拶

西村山広域行政事務組合議会 議員選挙

○伊藤正彦議長 副議長の就任挨拶をお願いいたします。

木村寿太郎議員、御登壇願います。

〔木村寿太郎副議長 登壇〕

○木村寿太郎副議長 ただいま副議長に当選させていただきました木村でございます。

年齢も年齢なんですけれども、3人の議長と経験をできるということは大変私うれしく思っております。1回目が鴨田議員でした。2回目はここにいらっしゃる柏倉議員でございます。3回目はまた若くして議長になりました伊藤正彦議員でございます。議員になって丸18年が過ぎました。その中で皆さんといろいろなお付き合いをさせていただいた中でも、副議長3回目というのは歴史でもあまりないそうございまして、皆さんと共に若い伊藤議員を支えていけるように頑張っまいますので、よろしくお願いたします。

簡単ですけれども、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○伊藤正彦議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後2時35分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

西村山広域行政事務組合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、私、伊藤正彦を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました議員が西村山広域行政事務組合議会議員に当選しました。

日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加することに決しました。

寒河江市議会議会運営委員会 委員の選任について

- 伊藤正彦議長 委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、
安孫子義徳議員
を指名いたします。

日 程 の 追 加

- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。
議長及び副議長選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題としたいと思ます。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議席の一部変更の件

- 伊藤正彦議長 議席の一部変更を議題といたします。
変更後の議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。
- 東海林茂美事務局長 それでは、私のほうから議席の一部変更について、変更後の議席について申し上げます。
國井議員の議員辞職により1名が欠員となりましたので、15番を欠番とし、15番木村寿太郎議員が16番に、16番伊藤正彦議員が1番に変更になります。以上でございます。
- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。
ただいまの朗読のとおり、議席の一部を変更

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更することに決しました。

閉 会 午後2時39分

- 伊藤正彦議長 以上をもちまして、令和4年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 正 彦

寒河江市議会前議長 國 井 輝 明

寒河江市議会前副議長 伊 藤 正 彦

会議録署名議員 安 孫 子 義 徳

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

令和4年12月20日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 太田陽子 | 委員 | 3番 | 鈴木みゆき | 委員 |
| 4番 | 安孫子義徳 | 委員 | 5番 | 月光裕晶 | 委員 |
| 6番 | 後藤健一郎 | 委員 | 7番 | 渡邊賢一 | 委員 |
| 8番 | 古沢清志 | 委員 | 9番 | 佐藤耕治 | 委員 |
| 10番 | 太田芳彦 | 委員 | 11番 | 阿部清 | 委員 |
| 12番 | 沖津一博 | 委員 | 13番 | 荒木春吉 | 委員 |
| 14番 | 柏倉信一 | 委員 | 15番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 16番 | 伊藤正彦 | 委員 | | | |

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|------|-----------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長 |
| 武田伸一 | 企画創成課長 | 石橋慶幸 | デジタル戦略 課長 |
| 小泉尚 | 財政課長 | 大江幸範 | 市民生活課長 |
| 武田新二 | 建設管理課長 | 猪倉秀行 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局局長 |
| 小林博之 | 商工推進課長 | 山田良一 | さくらんぼ観光 課長 |
| 小林弘之 | 健康福祉課長 | 志鎌重美 | 子育て推進課長 |
| 今野育男 | 学校教育課長 | 渡邊健一 | 生涯学習課長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 堀和敏 | 総務係主事 |
| 古谷駿幸 | 総務係主事 | | |

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会
令和4年12月20日(火) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時55分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第59号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

議 案 上 程

○佐藤耕治委員長 日程第1、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

議 案 説 明

○佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第59号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

| 分科会 | 分担付託案件 |
|---------|--|
| 総務産業分科会 | 議第59号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、第2表、第3表 |
| 厚生文教分科会 | 議第59号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款 |

散 会 午前9時58分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年12月26日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 太田陽子 | 委員 | 3番 | 鈴木みゆき | 委員 |
| 4番 | 安孫子義徳 | 委員 | 5番 | 月光裕晶 | 委員 |
| 6番 | 後藤健一郎 | 委員 | 7番 | 渡邊賢一 | 委員 |
| 8番 | 古沢清志 | 委員 | 9番 | 佐藤耕治 | 委員 |
| 10番 | 太田芳彦 | 委員 | 11番 | 阿部清 | 委員 |
| 12番 | 沖津一博 | 委員 | 13番 | 荒木春吉 | 委員 |
| 14番 | 柏倉信一 | 委員 | 15番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 16番 | 伊藤正彦 | 委員 | | | |

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|------|-----------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 菅原隆平 | 副市長 |
| 佐藤志津男 | 教育長 | 鈴木隆 | 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長 |
| 武田伸一 | 企画創成課長 | 石橋慶幸 | デジタル戦略 課長 |
| 小泉尚 | 財政課長 | 大江幸範 | 市民生活課長 |
| 武田新二 | 建設管理課長 | 猪倉秀行 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局局長 |
| 小林博之 | 商工推進課長 | 山田良一 | さくらんぼ観光 課長 |
| 小林弘之 | 健康福祉課長 | 志鎌重美 | 子育て推進課長 |
| 今野育男 | 学校教育課長 | 渡邊健一 | 生涯学習課長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 東海林茂美 | 事務局長 | 柏倉勝郎 | 局長補佐 |
| 堀和敏 | 総務係主事 | 古谷駿幸 | 総務係主事 |

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会
令和4年12月26日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第59号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款から歳出第8款まで及び歳出第11款並びに第2表並びに第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第1表中歳出第2款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江温泉管理事業について、源泉をくみ上げる管の破損とのことだったが、何年経過しているのか、またどのように修繕するのか」との問いがあり、当局より「昭和55年に採掘しており、42年が経過しております。現在埋まっている管の中に一回り小さいパイプを中に設置し、さび、砂の混入を防ぐ工事を行います」との答弁がありました。

委員より「基金管理事業、役務費はポータルサイト運営会社に対しての手数料とのことだったが、何社に対してこの金額なのか」との問いがあり、当局より「現在6社に委託しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回撤去した法定外公共物の原因は」との問いがあり、当局より「法定外公共物である水路について、造った当時と現状の測量結果に若干の誤差があり、水路の擁壁が宅地開発中の民地にはみ出していることが分かりました。開発者側と調整し、はみ出した擁壁を撤去する工事を行っていただきました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の道路新設改良事業の委託料

はどこまでを想定しているのか」との問いがあり、当局より「平塩橋は一級河川に架かっておりますので、新設架け替えをしていくためには2段階ぐらい予備設計が必要となります。このたびの予備設計の段階で全体設計を組み、全体的な協議や地権者との調整といった計画を進めていくこととなります。今回の委託料は最初の予備設計に係る費用となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公共土木施設災害復旧費1億3,380万円には、8款で審査した将来にわたって災害を防ぐための工事も含まれるのか」との問いがあり、当局より「災害復旧は原形復旧となります。対策については、公園事業費の中で計画を練って、今後、その計画で対策の工事を行うこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第59号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「総合福祉保健センター管理事業について、電気料金高騰により光熱水費約700万円を追加することのことだが、この金額を算出した根拠は」との問いがあり、当局より「4月以降、燃料費調整単価が毎月上がっていることや、10月以降の施設利用者の増加、さらには冬場の電気使用量の増加を加味し、東北電力のホームページにおいてシミュレーションを行い算定しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「学校給食事業について、物価高騰により給食の原材料費の1食単価を増額することのことだが、この金額を算定した根拠は」との問いがあり、当局より「令和4年4月から9月までに実際にかかった賄材料費を基に、小学校

は10円増の310円、中学校は50円増の380円と算定しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時41分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証する
ために署名する。

予算特別委員会委員長 佐藤 耕治